

3月4日（火曜日）

第3日目

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）

議事日程第 3 号

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）

開 議 午前10時

第 1 一般質問

質 問

応 答

第 2 議案等の付託

散 会

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 吉 田 勇一郎 議員

(1) 予算編成について

- ・ 基本方針として「施策・事業の検証とスクラップ・アンド・ビルドの徹底による財源の確保」が掲げられているが、検証手法・判断基準に前市政と異なる点はあるか

(2) 医療における社会的処方について

- ・ 本市での取組状況は

(3) 職員の兼業について

- ・ おおだて未来づくりプランに許可基準の策定が記載されているが、どのように進めていくのか

2. 相 馬 エミ子 議員

(1) 移住促進と企業誘致について

- ・ 徹底した無駄の削減により財源を生み出し、移住促進と企業誘致を積極的に進めるべき

(2) 少子高齢化対策について

- ① 高齢者の健康維持の取組は
- ② 少子高齢化対策の取組状況について

(3) 学校現場での働き方改革について

- ① 教員の再任用の状況について
- ② 学校現場での働き方改革について

(4) 下水道施設の維持管理について

- ① 点検や対策について
- ② 国の交付金で下水道管の修繕や更新ができないか

3. 明 石 宏 康 議員

(1) 外国語活動支援員の減員について

- ・ 予定されている減員が半数と大きく、現場の負担増を懸念する

(2) 自殺予防とひきこもり等の支援について

- ① 当事者の苦しみに寄り添える事業であってほしいと願うが、具体的な取組は
- ② 社会に参画する意欲がある人に対し、考え得るあらゆる支援を講じてほしいが、市の考えは

4. 佐々木 公 司 議員

(1) 日本一若い市長の夢やロマンは

- ・ 市長に就任後、全国最年長首長の田舎館村の鈴木村長との対談で何を学び、何を感じたか

(2) 住みよい大館、住みたい大館を目指して

- ・ 石田市長の目指す具体的な目標値は立てられているのか

(3) 防災・減災対策の推進について

- ① 今年は豪雪となったが、市の防災・減災対策はどうなっているのか
- ② 特に高齢者の除排雪への対応はどうなっているのか

(4) 少子化・人口減少対策について

- ① 大館市に来て住みたいという人への対応策は
- ② 子育て日本一の町の事例は

(5) 有害鳥獣対策について

- ① 市街地での銃の使用が可能になる方向だが、市はどう考えるか
- ② 猟友会の高齢化への対応は

(6) カラス対策

- ・ もっと突っ込んだカラス対策が必要ではないか

(7) 大規模山火事対応について

- ・ 大館市は戦後4度の大火で旧市内がほとんど延焼している。その対応策は

(8) 先人顕彰について

- ・ 大館出身の有名人が数多く存在する。横山助成、小西雪村など、その人たちを後世に残す方策として、廃校の利活用などで先人顕彰館や美術館などを創設してはどうか

5. 今 泉 まき子 議員

(1) ヤングケアラー（家事や家族の世話などを日常的に行っている子供）の実態把握と今後の対応について

- ① 市内のヤングケアラーについての実態調査は行われているか
- ② 第2期大館市子ども未来応援計画への反映を
- ③ ヤングケアラーについての市民への周知と相談窓口の設置を

(2) 生活インフラについて

- ・ 上下水道などの維持管理のための点検や補修などは適切に行われているか

(3) 地域農業の再生について

- ① 農業従事者、遊休農地、新規就農者のここ数年の状況はどうなっているか
- ② 今こそ食料自給率の向上を
- ③ 農家の所得をしっかりと補償すること

6. 金 谷 真 弓 議員

- ・ 有害鳥獣駆除活動について

- ① 猟友会・市・警察が同じ認識を持って対応できるよう事前協議を重ねる必要があると思われるが、市の考えは
- ② 市には野生動物の管理を担う専門的な職員の配置がない。部署・人材育成についてどのように考えているか

7. 伊 藤 励 議員

(1) ラーケーション制度の導入について

- ・ 子供たちが家庭で学びを深める機会を増やすとともに、お祭りなど地域活動への参加を促し定住につなげられるよう、東北初の取組としてラーケーション制度を導入してはどうか

(2) 除雪や除草のサービスをふるさと納税の返礼品にしてはどうか

- ・ 市民の暮らしを支えながら財源確保につなげられるよう、民間企業と連携し除雪や除草のサービスをふるさと納税の返礼品にしてはどうか

(3) 行政協力員の廃止と経費削減について

- ・ 行政協力員の高齢化や担い手不足、業務負担を考慮し、広報などの配布を基本的には公共施設や病院、スーパーなどで自由に取りれる方式に変更し、経費削減を図ってはどうか

日程第2 議案等の付託

出席議員（26名）

1 番	吉 田 勇一郎	2 番	菅 原 喜 博	3 番	田 中 耕太郎
4 番	花 岡 有 一	5 番	藤 原 明	6 番	伊 藤 毅

7番	秋 元 貞 一	8番	佐々木 公 司	9番	武 田 晋
10番	今 泉 まき子	11番	伊 藤 深 雪	12番	小 畑 新 一
13番	佐 藤 和 幸	14番	金 谷 真 弓	15番	明 石 宏 康
16番	柳 館 晃	17番	田 村 秀 雄	18番	田 村 儀 光
19番	石 垣 博 隆	20番	伊 藤 励	21番	工 藤 賢 一
22番	花 田 強	23番	岩 本 裕 司	24番	相 馬 エミ子
25番	吉 原 正	26番	佐 藤 芳 忠		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 田 健 佑	副 市 長	北 林 武 彦
理 事	日 景 浩 樹	総 務 部 長	伊 藤 良 晋
総 務 課 長	佐々木 みゆき	財 政 課 長	若 松 健 寿
市 民 部 長	阿 部 精 範	福 祉 部 長	畠 沢 昌 人
産 業 部 長	大 森 泰 彦	観光交流スポーツ部長	阿 部 拓 巳
建 設 部 長	柏 山 一 法	会 計 管 理 者	佐 藤 税
市立総合病院事務局長	田 畑 素 保	消 防 長	虻 川 茂 樹
教 育 長	高 橋 善 之	教 育 次 長	成 田 浩 司
選挙管理委員会事務局長	高 橋 勉	農業委員会事務局長	渡 辺 孝 義
監 査 委 員 事 務 局 長	畠 沢 依 子		

事務局職員出席者

事 務 局 長	乳 井 浩 吉	次 長	金 一 智
係 長	萬 田 文 英	主 査	大 高 尚 吾
主 査	北 林 麻 美	主 任	阿 部 孔 達

午前10時00分 開 議

○議長（武田 晋） おはようございます。出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（武田 晋） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、ここで傍聴人に申し上げます。傍聴人が議事について拍手などで可否を表明したりみだりに騒ぎ立てる行為は、議場の秩序を乱し会議の妨げとなるため禁止されております。御留意いただきますようお願いいたします。

最初に、吉田勇一郎議員の一般質問を許します。

〔1番 吉田勇一郎議員 登壇〕（拍手）

○1番（吉田勇一郎） 皆さんおはようございます。令和会の吉田勇一郎です。質問に先立ち、先月16日に市内3会場で同時開催された議会報告会に足をお運びいただいた皆様に、この場を借りて改めて感謝申し上げたいと思います。私は田代会場に参加しました。各委員会の報告内容に対して、まちづくりに長年携わってこられた市民の方々から貴重な御意見と御提案をいただきました。来年度はこうした機会をより多く確保できたらと考えております。そして議会報告会の前日には、中央公民館で第1回目の「市長と話そう～石田市長が地域課題をお聞きします～」というイベントが開催されました。子育てをテーマに、参加者一人一人が感じている率直な思いを聞くことができたのではないかと思います。次回開催地区を抽選で選ぶという趣向もよかったと思います。次回は有浦地区と早口地区で開催されるということですので、ぜひ市長と話し合いたいという方は応募していただきたいと思います。実はこの翌週の2月23日には、お隣の北秋田市でも「市長と語ろう！タウンミーティング」が開催されており、そちらも傍聴してまいりました。参加者は市内四つの中学校の生徒会長4名と若手の女性経営者の方でした。ダックスムーンとしても活躍されている秋田大学北秋田分校長の三浦栄一氏が見事な司会進行を務められ、参加者一人一人の考えを引き出す、深掘りされた意見交換会であったと思います。特に中学生の方々のやり取りは、子どもサミットで小・中学生が積極的に自分の考えを述べる姿に慣れ親しんでいる私であっても驚くような、質の高いものでした。二つの対話イベントを傍聴し感じたことを述べさせていただきます。本市の市長と話そうでは、石田市長が説明役も聞き手も進行役も務めるスタイルでしたが、やはりファシリテーターは専任の方がいたほうが話し合いに深みが出ると感じました。ぜひ次回からは司会進行役を別に設けることを御検討いただきたいと思います。また本市の市長と話そうでは、市の手がける事業の説明にかなりの時間が割かれておりました。話し合いの前提になる情報提供という趣旨かと思いますが、限られ

た時間ですので事業の説明は最小限にして、参加者の考えを傾聴することに集中したほうがイベントの趣旨から見るとよいのではないかと思います。併せて御検討いただきたいと思います。以上、長くなりましたが傍聴者としての感想であります。それでは通告に従い質問させていただきます。質問項目は3点です。

1点目は、**予算編成について**です。今回の予算編成には三つの基本方針が示されています。一つ目、子や孫世代と共に栄える大館へ、二つ目、おおだて未来づくりプランの推進、三つ目、施策・事業の検証とスクラップ・アンド・ビルドの徹底による財源の確保というものです。一つ目と二つ目については、これまで議会でもやり取りがあり、内容をイメージしやすいものがありますが、三つ目については、これまで詳しい説明の機会がなかったように思います。特に施策事業の検証という点について、評価手法や判断基準においてこれまでの福原市政から、こういう点が変わっているというものがあれば教えていただきたいと思います。以上が1点目です。

2点目は、**医療における社会的処方について**です。高齢化の進展と単身世帯の増加が続く中、社会的な孤立というのが、国を挙げての大きな問題となっております。私自身も地元で行った対話イベントで独り住まいの高齢者の方から、人と会話ができる場を切実に求めているという話を伺うことができました。社会的関係と死亡リスクの相関については、長年にわたる研究の蓄積があります。2010年の研究では、世界各地の148の研究で平均7.5年間追跡された31万人のデータに基づき、社会的な孤立は喫煙に匹敵する死亡リスクへの影響があり、これは飲酒・運動不足・肥満を上回る影響度合いであるとされています。また、国内では2019年の66自治体、26.5万人のデータに基づくと、地域活動への参加で健康長寿の可能性が18%増加するという分析結果が出されています。同じ年の別の研究では、亡くなった4,500人を6年間追跡したデータに基づくと、社会参加していた高齢者は人生最後の3年間に機能障害の程度が緩和され、より自立的な生活を維持しやすいことが示されており。国外の取組に目を向けますと、イギリスでは2000年代にかかりつけ医が社会的課題を持つ患者に対して、自主的に法律相談や住居支援、コミュニティー参加などの紹介を始めました。この取組は社会的処方と呼ばれ、2015年には政府による資金投入と全国の医学部におけるカリキュラムへの追加が行われ、2019年には政府による制度化が正式に開始されています。この制度は、現在ではかかりつけ医が社会的課題を抱える患者に対してリンクワーカーと呼ばれる職種を紹介し、患者はリンクワーカーとの面談を通じて自分に合う解決策をデザインしていき、リンクワーカーが趣味のグループや運動する団体、生活改善、社会人教育、就労支援等を行う機関などへの橋渡しを行うというものです。この社会的処方の効果については、後ほど述べるイギリス国内の独特の医療制度の下ではありますが、個別の調査によりメンタルヘルスの改善、内服薬の減少、外来や入院、救急受診の減少が報告されています。現在、この社会的処方の取組は、ヨーロッパをはじめ、北米、南米、アジアなど世界20か国以上に広がっているとされています。国内では、2021年度からの

3年間、厚労省により保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業がモデル事業として全国16か所で行われました。3年間のモデル事業終了後、2024年度からは高齢者医療制度円滑運営事業に新たな項目として追加され継続されております。この補助事業は、実施主体が都道府県保険者協議会であり、市ではありませんが、本市における取組について、何か情報があれば教えていただきたいと思います。先ほどイギリスの医療制度について触れましたが、日本とイギリスでは大きく異なるものとなっております。イギリスの医療制度は国営であり、診療所と病院の大きく二つに分かれております。日本では受診する医療機関は自由に選べますが、イギリスではまずは自分が登録した診療所のかかりつけ医の診療を受け、必要があれば病院に紹介されるという仕組みになっているようです。そして日本の医療報酬は出来高払いであります。イギリスの診療所の医療報酬は登録者の人数によって決まります。イギリスの診療所では登録人数当たりの診療回数が増えると経営を圧迫してしまうため、非医療的サービスであっても健康を促進する効果があるものは積極的に活用していこうという動機づけが働きます。こうした制度上の違いがあるため、日本では医療機関を起点にした社会的処方というのはマッチしにくい面があるかもしれません。しかし広い意味での社会的処方、すなわち必ずしも医療機関による紹介でなくとも、健康に寄与する非医療的なサポート・サービスを提供・活用する取組であれば、既に多くの実施例があるものと考えます。そうした広い意味での社会的手法に関して、本市が行っている取組があれば教えていただきたいと思います。以上が2点目です。

3点目は、**職員の兼業について**です。おおだて未来づくりプランには、職員の兼業を認め、積極的に地域貢献活動に参加することで、市民と協力してまちづくりや行政サービスの向上に取り組むとともに、誰もが能力を発揮できる働きやすい職場環境を創出しますという文言が盛り込まれております。実施事業としては地域貢献活動に関する兼業の許可基準の策定が上げられています。地方公務員の兼業許可制度は地方公務員法によって定められており、同法に基づき許可基準を定める自治体は全国1,800弱ある団体の66%であり、年々増加傾向にあります。社会貢献活動に関する許可件数も年間1.3万件と、5年間で17%増加しています。本市も様々な分野で人手不足が深刻な問題となっています。職員の中で志を持つ方々には、ぜひ適切な報酬を得ながら社会貢献活動を行っていただきたいと思います。公民連携の大きな流れもあり、地域貢献活動において行政の知見が生きる局面は確実に増え続けております。職員の中には、行政の枠内ではできないようなプレーヤーとして社会に貢献していこう、社会を変えていこうという方もいらっしゃるのではないかと思います。また、昨日の質問でも取り上げられましたが、部活動の地域移行では、指導者不足を懸念する声が多くあります。職員の中には、スポーツや文化活動で活躍され、指導に関心を持つという方々もいらっしゃるのではないのでしょうか。兼業により得られた新たな知見は、本業の行政サービスにも大きなプラスになると期待します。ぜひ多くの職員の皆さんに、2枚目の名刺を持っていただきたいと思います。この職員の兼業

について、今後のスケジュールや周知の方法などを具体的にどのように進めるのか教えていただきたいと思います。

質問は以上の３点です。御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔１番 吉田勇一郎議員 質問席へ〕

〔石田健佑市長 登壇〕

○市長（石田健佑） ただいまの吉田議員の御質問にお答えいたします。まずは、冒頭に市長と話そうについて触れていただきましてありがとうございます。私としても、どのようなスタイルでやるのがふさわしいかをしっかり考えながら、まずはやってみることを大事にしようということで、第１回目を開催させていただきました。実際にやってみた感想としては、思った以上に時間が足りなかったということで、参加していただいた皆さんも終わったときにおっしゃっていました。それを踏まえて担当課とも少し話をさせていただきました。次の開催方法ですが、事前説明の時間等がもったいないので、それに関しては例えば、市のやっている事業や皆さんが質問したいことなどをあらかじめまとめて、お互いにインプットしてから当日はディスカッションをメインに開催できないか検討している最中です。回を重ねるごとにどんどんアップデートしていきたいと考えておりますので、ぜひまた傍聴に来ていただきたいと思います。

それでは、大項目の１点目についてであります。令和７年度当初予算案につきましては、子や孫世代と共に栄える大館へ、おおだて未来づくりプランの推進、施策・事業の検証とスクラップ・アンド・ビルドの徹底による財源の確保の三つを基本方針として編成いたしました。大型事業である斎場建設事業に加え、物価高騰による経費の増加などで歳出額も増大し、過去最大の予算規模となっております。大規模事業等に係る公債費、道路・公共施設など社会資本の整備更新・長寿命化に係る経費のほか、賃金水準アップによる人件費の増加などにより財源不足が見込まれる中、限られた財源をいかに有効活用していくかを念頭に、既存事業等の検証につきましては、予算編成方針を示す前の段階で数年以上にわたり予算化されている事業で所期の目的を達成しているものや、事業効果の低いものなどを見直すよう、各部局へ指示したところであります。また、事業化への判断基準につきましては採算性という観点も非常に重要視しておりますが、我々行政としましては赤字だとしてもやるべき事業というものもちろんございます。ですので、市民のためになるのか、事業費に見合った効果が得られているのかを第一とし、既存の枠組みを見直しながら新しいことにも挑戦していきたいと考えております。攻めのまちづくり政策は民間が主導する公民連携で、インフラを維持する守りの政策は官民連携で実施し、子や孫世代と共に栄える大館の実現に向けて、種をまく一年にしたいと考えております。前市政との違いという御質問でありましたけれども、前市政と比較しながら私が指示を出しているというわけではなく、異なるかどうかという観点は重要視しておりませんでした。無駄を減らして効率的に使うという考え方自体は根本的には同じなのではないかと感じており

ます。市民のためになるのかをベースとして、財源の確保や公民連携、官民連携などの方向性を示し、作業に当たっていただきました。ぜひこの点についても福原前市長に次にお会いした際には、どのような指示を出していたのかを聞いて勉強させていただきたいと感じましたので、引き続き御理解願います。

大項目の2点目についてであります。社会的処方という言葉が出ましたけれども、社会的処方という政策の下、大館市で何か施策が進行しているというわけではなく、各事業に実質的に社会的処方に関わるものがありますので、その状況について御説明を申し上げたいと思います。人の健康に影響する要因として、生活習慣や遺伝などの生物学的要因と患者が抱える孤立や貧困、DV、虐待などの社会的決定要因があります。医療における社会的処方は、このような患者が抱える社会的決定要因を把握し取り除こうとするものです。これは人と人とのつながりを利用して生活を支援し、健康増進や生活の質、ウェルビーイングの向上を目指す取組とされており、国においても孤独・孤立対策として活用し、本格実施に向けた環境整備を推進することが示されております。県では令和3年度からの3年間、県や県医師会、健康保険組合などで構成される県保険者協議会において、かかりつけ医と医療保険者との協働による「健康なまちづくり」構想を実施しております。具体的には、患者が抱える様々な健康の社会的決定要因をかかりつけ医が把握するところから始まり、地域の調整役であるリンクワーカーを介して、個々の患者に合ったサロンや相談窓口、専門家等の社会的な支援につなげようとするものです。5年度は県内の全医療圏域で実施され、社会的決定要因を社会的処方により取り除き、病気の重症化予防、フレイル予防につなげることで、地域において生き生きと健康に暮らせる社会の実現に向けた取組が行われました。一方、本市の取組の中では社会的処方に相当する事業として、後期高齢者を対象とした保健事業と介護予防の一体的実施事業において、サロンや老人クラブなど市民の集まる場所へ医療専門職が訪問し、フレイル予防の普及啓発や参加者の健康状態の確認などを行うものがあります。社会的処方という手段は、高齢者のみならず、独り親家庭や生活が困窮する世帯、悩みを抱え孤立する人々にとって社会的課題を解決に導く有効な手段であると認識しており、今後、保険者協議会の事業報告の内容をその効果や課題等の面から精査してまいりたいと考えております。

続きまして大項目3点目についてであります。職員の兼業については、令和7年度からの運用開始に向け、許可基準の整備などの準備を進めているところです。対象となる活動としては、例えば学校の部活動の指導員や草刈り、除排雪等の地域における環境整備など、地域の課題解決を目的とし、地域の発展・活性化に寄与する公共性の高い活動を想定しております。策定する基準においては許可対象となる活動内容を具体的に示し、利用しやすく、かつ地域貢献活動を促す内容にしたいと考えており、職員に広く周知しながら進めてまいります。これを通して、地域貢献や民間との連携強化、人手不足の対策、職員のスキルアップや所得向上にも期待したいと考えております。

以上であります。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○1番（吉田勇一郎） 議長、1番。

○議長（武田 晋） 1番。

○1番（吉田勇一郎） 丁寧な御答弁ありがとうございました。一括で質問させていただきま
す。まず1点目については質問というか確認であります。予算編成についてはこれまでの検
証の手法や判断基準等に大きな変更はないけれども、市民のためになるのかという視点で、既
存事業に無駄なものがないかというのをチェックするというやり方を続けていると理解しまし
た。もし、この点で考え・認識の違いがあれば教えていただきたいと思います。

2点目の社会的処方については、令和3年度に県の保険者協議会でモデル事業の取組があり、
令和5年度にはその結果を受けて全域で実施しているという情報を把握されている。そして個
別の事業としては、高齢者向けの事業としてサロンの実施への支援やフレイル予防等を市で
行っているという内容で理解しました。令和3年度に県の保険者協議会が行った事業の実績報
告書が公開されているかと思います。実施した結果として様々な課題が浮き彫りになったとい
うことが上げられておりますが、その中に社会資源の情報収集、公開が大切になるという項目
があったかと思います。本市でも、今回答弁いただいたような事業が既になされており、民間
ではさらに多彩な活動がなされているのではないかと思います。様々な社会資源に市民の誰も
がアクセスしやすくなるような情報整備が必要ではないかなと思います。他地域の取組であり
ますけれども、厚労省のモデル事業で三重県名張市では市民との交換日記で地域資源を掘り起
こして理解を深めるという、まさにユニークな取組をされたようでありますし、他国では、地
理情報と社会資源を結びつけデジタルプラットフォームをつくり市民との様々な接点をつくっ
ていくという取組も事例としてあるようです。これから情報整備をどのように行うかとか、い
ろいろなアイデアがあるかと思うのですけれども、この点についてどのようにお考えか、もし
あれば教えていただきたいと思います。

3点目の職員の兼業については、職員の皆さんに広く周知されるということですが、対外的
にも周知するという理解でよろしいでしょうか。また、大前提として、地域貢献活動に関する
兼業とおおだて未来づくりプランでは定められております。地域に貢献する活動というのは
様々な解釈ができるかと思います。これは杞憂かもしれませんが、運用するに当たってはあま
り範囲を狭く限定するのではなく、もし該当するかどうか判断に迷うようなものがあれば、試
行段階というような位置づけでひとまず活動を行ってもらい、課題が見えてきたらガイドライ
ンを整備していくというような柔軟な運用でもいいのではないのかなと考えております。この
点について御意見を伺えればと思います。

○市長（石田健佑） 議長。

○議長（武田 晋） 市長。

○市長（石田健佑） ただいまの吉田議員の再質問にお答えいたします。まず1点目について

は、御理解いただいたとおりであります。予算編成に入る前の段階でしっかりと意識を高く持っていただくということで様々な指示はいたしました、基本方針としては同じではないかと考えております。

2点目の社会資本の情報収集と公開が重要であるという部分についてでありますけれども、吉田議員御案内のとおり、我々地方自治体としては、今は非常に人口減少、少子高齢化が進んでおり、限られた資源となっておりまして、どんな社会資源があるのか情報をしっかりと集めて、どんな方でもアクセスできる仕組みというのをどんどん構築していきたいと考えております。この点について市民と対話させていただいたときに、これやっているのですかと質問されて、実はやっているのだけれどもその情報が届いてないということが結構あると感じました。ですので、本市としても受身ではなく、こちらからも情報をどんどんプッシュしていきたいということで、今回の新年度予算案にラインの予算を盛り込んでおります。これをぜひ登録していただいて、ただつながりをつくるだけではなく、我々のほうからどんどんプッシュして対象者に情報を出していく、人に伝える、マーケティングする、そういった仕組みづくりにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

3点目の職員の兼業について、対外的にも周知するかという部分については、ぜひ成功事例をつくってどんどん御紹介していきたいと考えております。範囲を小さくするのではなく、もう少し幅広くやってもいいのではないかと御質問でございましたけれども、検討中の活動は結構幅広くあります。例えば、障害者の社会生活を支援する活動や商店街等の商業活性化の活動、日本語や外国語教室の講師、観光ガイドや観光に係る刊行物の発行の活動、農林業に関わるもの、植林や森林整備等の活動、救命講習の講師など、地域社会に貢献できる様々な活動を盛り込んでおります。あくまでも想定されるものをいろいろと挙げながら、その成功事例を踏まえて増やせるものは増やしていきたいと考えております。以上であります。

○議長（武田 晋） 次に、相馬エミ子議員の一般質問を許します。

〔24番 相馬エミ子議員 登壇〕（拍手）

○24番（相馬エミ子） 皆さんおはようございます。市民の風の相馬エミ子でございます。通告に従いまして、順次質問したいと思います。質問に入ります前に、今朝ほどテレビを見ておりましたら、大船渡市の山林火災が今日で6日目になるようです。今もなお燃え続けており、1,200人が避難を余儀なくされております。この場をお借りして、本当に心からお見舞い申し上げたいと思います。議会としてできることがあれば、何かお手伝いでもしてあげたいかなものではないでしょうか。それでは4項目にわたって質問いたします。

初めに、**移住促進と企業誘致について**質問いたします。25年間住み続けたら家も土地も譲渡、20歳まで医療費はゼロ、英語移住、スポーツ移住、東京から約90分の茨城県境町が今、超人気という文字が目にとまりました。人口減少、超高齢化社会を迎える日本で、地方創生は一大

テーマでもあります。地方の空洞化、過疎化という課題を前に、今全国の自治体では様々な取組を模索しているのが現状であります。そのような中で今一番注目を集めているのが茨城県の境町です。人口は現在2万4,000人ほどですが、町を元気にして次世代につなげるためには、子供が育つ町であることが何より重要と掲げており、妊娠、出産、子育て、育児が安心してできる環境づくりに力を入れ、20歳まで医療費無料、第2子以降の保育料無料、小・中学校の給食費無償化などにも取り組んでおります。しかも子育てにかかる費用が他市町村と比べて年間約50万円もの差がつくという試算もあり、今全国から注目されている町であります。また、境町ではこれらの制度を実現させるための財源確保も自治体マネジメントによるところが大きく、徹底した無駄の削減をしております。例えば、民間企業では当たり前のコスト感覚を徹底させ、そうした積み重ねで地方債残高を9年間で21億円ほど削減できたというものです。そこで、本市も境町のように徹底した無駄の削減により財源を生み出すという考えはないのかどうかお伺いいたします。また、境町では借金を減らすと同時に収入増にも力を入れ、その新たな財源の中心となったのがふるさと納税であります。2023年度の寄附金は約65万件、99億円で、基金残高を増やして多様な交付金や補助金をフル活用することで、子育て世帯はもちろんシニア層に向けた事業も打ち出し、全国で初めて導入されたという自動運転バスは、高齢者の移動手段の要となり町民の足として利用されております。このように住み続けたいまちづくり、住み続けられるまちづくりを目指すためには、まずは雇用の創出ではないでしょうか。そのためには何よりも企業誘致を積極的に進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

2点目は、**少子高齢化対策**について質問いたします。秋田県の人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は、昨年7月1日時点で39.7%となっており、前年度から0.4ポイント上昇し、過去最高を更新したと報道されておりました。総務省が公表した日本の高齢化率29.3%を大きく上回っており、本県の少子高齢化は今後ますます進んでいくことが見込まれております。県がまとめた高齢者に関する調査によりますと、1975年の本県の高齢化率は8.9%、その後は毎年上昇を続け2012年には30%を突破し、昨年7月時点では人口89万9,314人のうち65歳以上の高齢者は35万7,467人、男性が14万9,485人、女性が20万7,982人となっています。また、市町村別で高齢化率が最も高いのが上小阿仁村の59%、最も低いのは秋田市の33%で、本市は40%台となっています。このように、少子高齢化によって今後は人口減少が一層加速することが予測されております。地域の活力を失わないためにも、まずは高齢者の健康を維持するための取組を強化することが必要であると思いますが、いかがでしょうか。高齢者の健康維持についての考えをお伺いいたします。また、高齢化社会の進展で行政の政策が高齢者向けに手厚くなるのはやむを得ないわけですが、少子化対策を怠れば人口減少の幅がますます大きくなりかねないため、関係人口の創出を含めて行政には引き続き幅広い視野での政策が求められると思いますが、いかがでしょうか。また、推計によると本県の高齢化率は2050年には49.9%に達し、

過去に例がない高齢化社会となることなどから、持続可能な地域にするためにも英知を結集していく。少子高齢化対策と地方創生は一大テーマでもあります。そこで本市の少子高齢化対策の今後の取組状況について、お伺いいたします。

次に3点目、**学校現場での働き方改革**について質問いたします。秋田県教育委員会では、全国学力テストで好成績を収めてきた要因の一つとして、小・中学校の学級規模を30人程度に抑える少人数学級を2001年度から全国に先駆けて始めた結果だと述べております。また、文部科学省は学年によっては上限を40人や35人と定めており、少人数学級を編成するには学級担任の追加配置が必要であります。県教育委員会がそのための臨時講師の人件費を毎年予算化するなどして、児童・生徒の豊かな学びの実現を目指してきたことには敬意を表したいと思います。しかし教育県を象徴する施策は、今、岐路に立たされていると言っても過言ではありません。それは、教員不足の影響により秋田市の小学校6校で2025年度の少人数学級の実施を断念せざるを得なくなったためであります。また、近年は教員の大量退職と採用試験の志願者の減少が重なり、教員不足が深刻化しているとの新聞報道を目にしました。秋田市以外にも教員の確保に苦慮している市があるという記事を見て、今回この問題を取り上げました。新聞報道では、定年後に再任用された教員が学級担任を務め、少人数学級を何とか維持している状況も珍しくないが、その再任用を希望する人の数も想定を大きく下回っているとしています。そこで伺いますが、本市の再任用の状況についてお聞かせください。また、若者が教職を敬遠する背景には、長時間労働などの学校現場の働き方の問題もあるのではと言われており、教育関係者の間では見通しの甘さを指摘する声もあるわけですが、いかがでしょうか。また、教員不足については長年の問題にもかかわらず、県も国も真剣に向き合ってこなかったことが大きな要因と言っても過言ではないと述べている人もおります。今回の少人数学級の実施断念は教員不足の深刻さを改めて浮き彫りにし、学校現場の働き方改革については、もはや先送りの許されない課題となってしまったのではないのでしょうか。学校現場での働き方改革についての教育長の考えをお聞かせください。

次に、**下水道施設の維持管理**について質問いたします。1月28日に埼玉県八潮市の県道の交差点で発生した陥没事故は、幅40メートル、深さ最大で15メートルに達しました。地下約10メートルに設置された下水道管の内径は約4.7メートルと大型で、これが腐食して破損し土砂が流入して地中に空洞ができたものと見られております。この事故によって下水道利用自粛の対象が埼玉県内12市町村の約120万人にも及び、製造業者が使う工業用水の供給も止まってしまうなど影響は広範囲に広がり、しかも1人が行方不明という痛ましい事故となってしまいました。まだ記憶に新しい事故であります。埼玉県では2021年に現場の下水道管を点検しているとしており、このときは一部の損傷が見つかった程度で、補修不要と判定したというものであります。また、一般的には目視や画像分析による点検が普通のようにありますが、老朽化の度合いを十分に調べるためには限界があるという専門家の指摘もあり、点検作業についての検

証も今後求められると思われます。また、下水道施設の老朽化については全国的な問題にもなっております。国土交通省では、全国の下水道管の総延長49万キロメートルのうち3万キロメートルが既に一般的な耐用年数の50年を過ぎているとしており、しかも高度経済成長期以降に急ピッチで整備されたことなどから、耐用年数を超える箇所は今後急速に増えることが見込まれているようであります。そこで、本市の場合の下水道施設の点検や対策について、どのようになっているのかお伺いいたします。国では交付金で下水道管の財政支援をしており、前向きに取り組んでほしいと思います。また、道路の陥没は全国各地で起きており、2022年度は1万548件で、このうち10%は下水道設備が原因だったとしています。多くの人々の暮らしに関わる問題だけに、事故はいつどこで起きてもおかしくないと捉え、常に備えるべき問題だと思いますが、いかがでしょうか。点検や対策についてぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。また、地方では人口減少が進行しており、下水道管だけではなく道路や橋、トンネルなどのインフラの維持管理の負担が今後さらに重くなっていくことが懸念されております。長期的な視点に立って進めていただきますよう、強く願うものであります。当局に要望して、この質問を終わります。

どうもありがとうございました。（拍手）

〔24番 相馬エミ子議員 質問席へ〕

〔石田健佑市長 登壇〕

○市長（石田健佑） ただいまの相馬議員の御質問にお答えいたします。

大項目の1点目、令和7年度当初予算編成に当たっては、物価高騰と賃金上昇などにより歳出の増加が見込まれる中で、事業の見直しを指示しております。ただお金を配るような予算編成は大館には合っていないと考えております。なぜならば、そういった予算編成ではお金を持っている自治体には勝てないからです。まちづくりを我々一人一人が自分ごととして捉えてその地域のよさを出していく、そして付加価値をつけることこそがこの地方が生き残る地域づくりであり、我々大館市にとって最も大切な考え方であると捉えております。そのような生きた予算をつけていくことにしっかりと取り組んでおります。また、財源確保のためふるさと納税にも積極的に取り組んできたところです。そして移住促進や企業誘致については、すごくいろいろな戦略を練り上げなければならないと考えております。先ほど相馬議員からも御紹介がありましたけれども、例えば25年間住み続けたら家も土地も譲渡とか、20歳まで医療費ゼロとか、これをやるためには当然予算も相当な規模で必要になってくるわけですが、しっかりと財源を確保するという意味で、ふるさと納税もしっかり取り組んでいかなければならない部分です。こうしたキャッチーな一言で多くの移住者、移住者予備軍に刺さるようなキーワードを生み出していくということも非常に重要であると考えております。例えば、よく耳にするのは流山市の「母になるなら、流山市。」とか、都心から最も近い自然とか森がある場所ですというような、そういったPRやマーケティングにも取り組んでいる。本市としても、そのよう

なキャッチーで刺さりやすいフレーズを生み出せるような政策を考えているところです。そうした取組を通じて移住・定住の大館モデルというのをしっかりつくっていきたいということで構想を描いております。では、移住・定住を目指してどんな方に情報を届けていくか。そういう意味では新年度予算案に盛り込ませていただいたラインで、まずは情報発信する土台をつくる。本市に関連のある方に登録をしていただいて、つながりをどんどんつくっていく。土台ができれば、そこに情報を届けるフェーズに入る。例えばPRです。さっきのキャッチーなフレーズ、こういったマーケティングを打ち、どのようなターゲットにそれを届けていくのか。その中で大事なのは、先ほども申し上げたとおり、地域の特色を生かしたまちづくりをすることです。その地域の特色を発信しながらもチャレンジできる風土であるということ。お金という観点にとらわれずに自己実現ができる町であるということを伝えること。都心にいると、電車に乗って長い通勤時間をかけて高い家賃を払い、生活コストも高い。それを全部差引きして都心と比べると、もしかしたら可処分所得は大館のほうが高いかもしれないし、使える時間も多かもしれない。そういった地方である大館の強みをどんどん発信したいと思います。そして初めて大館に移住してみようかとなるわけですが、その後に生活面の子育て環境はどうだろうか、若い人はたくさんいるのだろうか、出会いの場はあるのだろうか、ほかにも医療・介護・福祉はどういうふうになっているのだろうか、その情報をしっかりと届けたり、お試しで体験してもらうようなコンテンツをつくる。もう一つ大事なのは当然仕事です。仕事をしなければならぬのです。仕事といっても、例えば就職する選択肢もあれば、起業や事業承継するという選択肢もあります。こういったところに対しても、入口の知ってもらうところから、生活し働くという出口まで一気通貫した仕組みを考えております。その中でも例えば地域おこし協力隊制度やお試し移住など様々な制度がありますので、そういった制度を使って実際に体験していただき、最後は移住・定住に結びつけるところまでしっかりと取り組みたいと考えております。先ほど起業や事業承継という話もしましたが、そうした取組をすることで人も職種も増える、地域のにぎわいが生まれるといういい循環を生み出していきたいと考えております。その中には当然企業誘致やスタートアップの誘致というものも含まれてきます。こういう取組を積極的にやっていくためにも、ふるさと納税を含む財源の確保というのは非常に重要な観点になってきますので、ここにも引き続き力を入れて頑張っていきたいと思います。

大項目の2点目についてであります。小項目1点目及び2点目につきましては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。少子高齢化対策につきましては、私が市長就任の際に掲げた、大館の少子高齢化を克服するための五つの柱に基づき、各種施策に取り組んでおります。少子化対策では、結婚・出産・子育ての各ステージにおける切れ目のない支援を強化するため、今年4月に開設するこども家庭センターを中心として様々な施策を展開してまいります。

この中でも今は子育ての話ですけれども、例えば出会いという面においても、多様で自然な出会いの場の創出に取り組んでいきたいと考えております。また、高齢者の健康の維持には積

極的に人と接するなど社会性を失わないことや健康維持への支援が大切と考えており、生きがい健康づくり支援事業や健康づくり講座、フレイル予防の出前講座を行っているところです。例えばコミュニティーの維持や少子高齢化における地域のこれからの在り方という部分を非常に考えております。先ほど少し御紹介したとおり、地域ごとに特色をしっかりと持っていくということ。そして持続可能な地域という言葉もありますけれども、では持続可能とはどういう意味なのだろうかということをもう少し深掘りすると、その地域ごとに特色を出して、まずは稼げること。一概に稼ぐというのはよくないのかもしれないですけども、その地域ごとにしっかりと価値を見いだして収益を上げる。そのお金がちゃんと循環することによって初めて持続可能になっていく。もう一つは、その地域に住む人たちが生き生きとしていることが非常に重要ではないかと思います。ですので、例えば昨日、石垣議員からも集落・地域単位で農産物の生産に取り組んだり、名産品やブランドをつくっていく可能性がないかとの話がありましたけれども、そのように集落ごとに稼ぐ力や地域コミュニティをつくることによって、フレイル予防等の効果や活力をもたらすものであると考えております。私も結構地域を回らせていただく中で、例えば山田地域のS t o r eたんひとか、カフェA c c o、ほかにも長木でやっているあじさいレールロードなどの取組は、まさしく持続可能な活力ある地域づくりのすばらしい事例ではないかと思います。こうした事例に国の制度である集落支援員制度等の活用も含め、これからどんどん使っていけるのではないかと考えております。そうすることで活力のある持続可能な地域をつくり、地域の方が生き生きとした元気な町にしていきたいと考えております。一方で少子高齢化は基礎自治体にとどまらない国全体の喫緊の課題でもあります。国においては、小・中学校の給食費無償化などの議論を進めているところであり、引き続き国の動きを注視するとともに、本市におきましても、様々な対策を重層的に実施してまいります。

大項目3点目につきましては、後ほど高橋教育長からお答え申し上げます。

大項目の4点目、小項目1点目であります。1月28日に埼玉県八潮市で下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没が発生したことを受け、市では目視による点検を実施し下水道管の破損に起因すると考えられる舗装面の陥没や空洞がないことを確認しております。下水道施設の点検や修繕についてはこれまでも指針に基づき実施しているところであり、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。小項目の2点目についてであります。本市の下水道管は最も古いもので供用開始から32年がたっております。法定耐用年数は50年で、まだ更新時期を迎えてはおりませんが、管路や施設の維持管理を強化するとともに、国の交付金事業の要件である官民連携の強化を図りつつ、水道事業と連携して経営基盤の強化を図ってまいります。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（高橋善之） 相馬エミ子議員の大項目の3、学校現場での働き方改革についての小項目1、教員の再任用の状況について、大項目2、学校現場での働き方改革について、これらは関連がございますので一括してお答え申し上げます。教員不足の課題については、私も大き

な懸案事項として捉えており、人材確保、特に先日新聞報道がありました秋田県少人数学習推進事業により必要とされる臨時講師の確保については、任命権者である秋田県教育委員会にのみ委ねるのではなく、本市教育委員会としても積極的にその人員確保に努めており、その結果、大館の各小・中学校では未配置の事態には至っておりません。この状況下において、働き方改革にも各校が積極的に取り組んでおり、週1回の定時退勤日を設定し、その日には部活動や会議等を入れないで放課後の時間を確保したり、教育課程を見直して1日の授業の終了時刻を早める日を多く設定したり、成績管理などを一元化する校務支援システムの使用により文書業務を軽減したりするなどして、時間外在校時間の軽減に成果を上げているところでございます。現在、一月当たりの時間外在校時間は上限45時間とされていますが、大館においては、令和5年度の実績として、1年間の月平均が小学校34.2時間、中学校39.2時間と、45時間を大きく下回っており、なおかつ県の平均と比較しても小学校が若干県平均を上回っているものの、中学校は県平均を7.3時間下回っております。このような成果を上げることができているのも、60歳を超えてから再任用もしくは定年を延長して学校現場にとどまる教員の存在があるからであります。今年度の配置実績は、61歳以上の教員の数は30名で、ほとんどの教員は学級担任を持たずに授業の支援を行ったり、教員によっては特別支援学級で児童・生徒の特性に応じた指導を行っています。教育委員会としても、60代の教員の働き方については個々の特徴を生かし、それぞれが気持ちよく働くことができる職場環境を整備するよう各学校に指導しております。昨年度末で60歳になった教員は16人おりましたが、そのうち14人が引き続き学校現場に残り、児童・生徒及び若手教員の指導に励んでおり、その継続率は87.5%に達しております。この実績は、本市のふるさとキャリア教育により未来大館市民として成長している子供たちの姿そのものが、教員に働きがいを与えているものであり、大館教育の一つの成果と捉えております。以上でございます。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○24番（相馬エミ子） 議長、24番。

○議長（武田 晋） 24番。

○24番（相馬エミ子） 一問一答でお願いいたします。1点目の移住促進と企業誘致についてであります。茨城県境町の例を取り上げさせていただきましたが、担当職員も境町に勉強に行ってきたと聞いて、同じ目線で考えているなと感じました。視察に行ってきたということなので、私よりももっと詳しく御存じかとは思いますが、境町は保育料や給食費無償化という形で頑張っている町です。私はそれをそっくりやってほしいということよりも、ぜひ自分の政策である子や孫世代と共に暮らせる大館ということをもっともっとPRしてもいいのではないかと思います。その点について、市長の考えをお聞かせください。

○市長（石田健佑） 議長。

○議長（武田 晋） 市長。

○市長（石田健佑） ただいまの相馬議員の再質問にお答えいたします。1点目の移住、企業

誘致についてでございますけれども、まず境町の20歳の学生までの医療費無料や保育料無料、給食費無料は、本当に羨ましい限りで、私も財源を確保してやっていきたい部分であると考えております。詳しくまではちょっと調べていなくて大変申し訳ないのですけれども、境町はふるさと納税の寄附額が100億円近くあるということなので、そうした豊かな財源を活用して、このような事業に取り組まれているのではないかと思います。医療費等を含む無償化であったりとか、こういった様々な支援というのは当然一時的に出ていくものではなく、継続的に出ていくものになりますので、そういう意味では、どのように財源確保するかを含めて、予算編成等もこれからしっかりと検討を進めていきたいと考えております。例えばこれらは無償化すると、数億円、もしかしたら数10億円規模までいくかもしれないのですけれども、その予算は基本的に固まった予算となって、ほかには移せなくなりますので、大館らしい取組にどんどん投資できるように、その辺のバランスも考えて進めていきたいと思います。気持ちは恐らく同じです。やれるのであればどんどんやっていきたいという気持ちを持っており、そのように進めていきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○24番（相馬エミ子） 議長、24番。

○議長（武田 晋） 24番。

○24番（相馬エミ子） ありがとうございます。市長の掲げる子や孫世代と共に暮らせる町、子供や孫と共にこの大館で暮らしていく、そういうことを先ほど市長が言ったキャッチーな情報発信の取組で全面にPRする。全国一若い市長の町、27歳の市長として全国一若いわけですから、私はこれもすごくいいPRになるのではないかと考えます。そのように町をPRするような考えはないか、市長はどう思いますか。

○市長（石田健佑） 議長。

○議長（武田 晋） 市長。

○市長（石田健佑） ただいまの相馬議員の再々質問にお答えいたします。私としても自分の若さという部分を使えるのであれば、積極的にどんどん活用していきたいと考えております。今まさにその構想を描いておりますが、移住・定住に向けた大館モデルというのをしっかりとつくり上げた上で情報発信に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

○24番（相馬エミ子） 議長、24番。

○議長（武田 晋） 24番、次の質問に移ってください。

○24番（相馬エミ子） いずれにいたしましても、大館を大いにPRするためには、市長の若さというのを特に強調して、荷物を東京へ送ったり、何かいろいろと市で情報発信したりするときには、全国一若い市長の町、大館と言うだけでも違うと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に2点目ですが、少子高齢化によって今後人口減少がますます加速することになりますが、

やはり高齢者が活躍できる場所にターゲットを絞っていかないと、例えばゲートボールやボッチャとか、いろいろな運動競技をやっているところがありますので、高齢者の健康管理ということも、市としてはどんどん広報を使って、そういう大会をやるとかいうことも必要になってくるのではないかと思います、市長の考えをもう一度お聞かせください。

○市長（石田健佑） 議長。

○議長（武田 晋） 市長。

○市長（石田健佑） ただいまの相馬議員の再質問にお答えいたします。高齢者の活躍の場であつたりとかコミュニティの場の創出という観点だと思いますけれども、その点は私も非常に重要であると考えておりますので、そういった健康の場やフレイル予防の場、運動する場のイベントや行事等々を含めて、引き続きしっかりと取り組んでまいりますし、それを知らなかったというような機会損失を減らせるように情報発信に取り組んでまいります。やはり地域の高齢の方が集まって、みんなで何かに取り組むということが非常に重要であると思います。例えば、川口にある農業法人では地域の方々がたくさん集まって、何十人かで作業している。ああいった風景を見て、これはすばらしいなと、地域の活力につながっているし、長寿化にも大きく貢献しているのではないかと感じましたので、市としてもそうした取組をどんどん支援していきたいと考えております。以上であります。

○24番（相馬エミ子） 議長、24番。

○議長（武田 晋） 24番。

○24番（相馬エミ子） いろいろな取組、政策立案が求められると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいということでございます。

次に学校現場での働き方改革のことについて、長時間労働などの学校現場の働き方に問題があると新聞で目にして今回取り上げたわけです。先ほど本市も教員の志願者が減少しているといった報告がありましたけれども、本市の場合は1か月の時間外が45時間で、全県的に見ても少ないのです。中学校は39.2時間で、むしろ7.3時間下回っているということですが、いずれ教員不足が全国的な問題にもなってきておりますので、どうして教員の成り手が年々少なくなるのか、何か原因があるものなのか。私はやっぱり働き方改革にあるのかなと考えるわけですが、教育長はそこをどのように考えているのかちょっとお知らせいただければと思います。

○教育長（高橋善之） 議長。

○議長（武田 晋） 教育長。

○教育長（高橋善之） ただいまの相馬議員の再質問にお答えいたします。教員の減少はもちろん全国的なものでございまして、秋田県も小学校の志願倍率が1.1という、極めてぎりぎりの状態まで来ております。要因はいろいろありますが、いずれ半世紀にわたって教員の待遇改善を放置してきたことが根本的な原因であると私は考えております。待遇改善については今国がいろいろと検討しておりますが、それが実現するまでにはまた5年、10年とかかかります

ので、その間にますます減少が進むのではないかと非常に心配しております。ただし大館に関しては、秋田大学の教育学部や市内の高校と連携して教師ミニミニ体験事業を行い、将来教員になりたいという高校2年生を集めて、7月の夏休みから2学期の終わりまで何回か秋田大学のほうでレクチャーし、最終的には母校に3日間教育実習に行きます。まだ高校2年生ですので、大抵自分の恩師が残っており、その恩師についてもらい実習を行う。そして恩師から、ぜひとも教師として戻ってくるように声掛けするというのを8年やっております。今年度はそのミニミニ体験に参加した高校2年生が30人ほどおります。実は毎年20、30人おります。この子たちがいずれ教師として大館に戻ってまいります。実際にもう戻ってきた教員もおります。いわゆるカムバックサーモン作戦です。サケが旅立って、やがて4、5年後にふるさとの川に帰ってくるというのに例えた作戦でございます。そのようなことをやっておりますので、教員不足に関しては本市は当面は大丈夫だと思いますので、御理解いただくようお願いいたします。

○24番（相馬エミ子） 議長、24番。

○議長（武田 晋） 24番。

○24番（相馬エミ子） 答弁ありがとうございました。本市の教員不足は心配ないということですので安心しております。一つ御紹介したいと思いますが、山形県教育委員会では、2023年度から文書半減プロジェクトというのに取り組んでいるそうです。県教育委員会がこれまで学校現場に送付していた文書について見直し、送る、グループウェアでデータ共有する、送らないの三つに仕分けて、文書処理に費やす負担を減らしたというものです。参考までにといいことで、以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（武田 晋） 次に、明石宏康議員の一般質問を許します。

〔15番 明石宏康議員 登壇〕（拍手）

○15番（明石宏康） 真政会の明石宏康です。近年にない大雪の影響で、市内、県内はもとより、全国各地で深刻な被害が出ました。周囲でも除雪が間に合わずに通勤できなかった、屋根の圧雪の重みで屋内の戸がうまく開かなくなり、業者を呼んでも忙しくて断られたなど、様々な声が聞こえておりました。先々週の記録的な寒波が居座ったときに我が家の除雪ローダーが故障し、大雪に埋もれた車を動かそうと試みましたがあえなくスタックしてしまい、議会運営委員会の1時間ほど前に、登庁できないかもしれないと連絡を入れたほどでした。被害を受けた多くの皆様にお見舞い申し上げますとともに、市内全域の除雪を管理しなくてはならない担当課職員の皆さんにおかれましては、連日の対応の心中を察して余りあるものがあり、改めまして慰労と感謝の言葉を送るものであります。話題は変わりますが、過日開催された議会報告会においては、質疑のほとんどが町内会に関わるものであったことに驚くと同時に、今後に対して不安を抱える方々が多く、市内全域の深刻な課題であることを痛感いたしました。正直なところ、比内公民館で今後の病院の経営改革を報告する厚生委員会担当の秋元議員は大変だな

という心持ちで臨んだ自身を猛省することになりました。総務課が中心となり、引き続きサポートを行っていくとの当局方針ではありますが、私たち議会も超党派で支援してまいりますので、地域コミュニティの存続に全庁的な応援体制で臨んでいただけますよう、切に願うものであります。また、過日、消防署より大船渡の山火事現場への隊員派遣の連絡をいただきました。過酷な現場の最前線に赴く隊員の皆様に感謝申し上げるとともに、御無事の帰還と一日も早い事態の収束を心より願っております。それでは通告に従いまして、順次一般質問を行います。

初めに、教育長に伺います。文中にて幾度か使う外国語支援員や支援員との言葉は、外国語活動支援員のことですのでお含みおきください。先般示された当初予算案を見ても、おおだて型授業、響く学びと書いて響学であります。この推進に係る予算は市長が交代しても引き継がれており、ふるさとキャリア教育夢事業やICT活用などと併せて、大いに期待を寄せているところでもあります。何より、熱意ある教育長のリーダーシップにより本市の教育が全国的にも知られ、毎年数多くの先生方が視察に訪れていることは、広く市民の知るところであります。議会の場においても、高橋教育長の金言とも言える、医師と教員は自前で育てるや、教育現場の視察と観光を併せ持つ教育ツーリズムを展開したいなる情熱的な抱負を幾度か聞かせていただきました。学校の授業を視察するたびに、本市の先進的な取組がどこか誇らしくさえ感じているのが正直な気持ちであります。そんな中、本年の予算案で不可思議な思いを抱いたのが、**外国語支援員の減員**であります。聞き及んだところによると、その人数を大幅に減らし、その代わりに担任の先生が指導を行う旨の方針が示されたとのことであります。小学校の英語の年間授業数は、5・6年生が70コマ、3・4年生が35コマと文科省により一律に定められておりますので、単純に考えて担任の先生の負担が増えるのではあるまいか、先進的な教育ゆえに授業以外でも様々な取組をされている現場の先生方に過度のしわ寄せが行かないかとの懸念を抱きました。教育委員会にて話を伺ったところ、もとより支援員単位で単独で授業を行っていたわけではない、支援員を起用せずに担任が行っている他の市町村もあるとの説明をいただきました。田代からの帰路で正直に感じたのが、是非を論じろと言われても教員でもない私に分かるのかということでした。以前、医療機器の選定が恣意的に決められることがないようにとの質問を行ったときに、どだい医師でもない私に機器のよしあしなど分からない、先生方に全幅の信頼を寄せるほかない旨の発言をしました。扇田病院の無床化で揺れた厚生委員会においても、病院事業管理者に対して同様の発言をしたことがあります。本市が厳しい財政運営を余儀なくされていることは重々承知しておりますので、苦渋の決断であったことは分かりますが、減員により現場に負担増や混乱が生じないこと、現場を去る多くの支援員の理解が得られるものであってほしいと願うばかりであります。これに係る教育長の忌憚のないお考えを伺います。

次に**自殺予防とひきこもり等への支援**について伺います。この二つはひとくくりに考察でき

ませんが、加療を要する精神疾患で現在は就労や通学が困難な人たち、そして病気ではないが様々な事情で仕事や学校に行けない人たちに大別されます。社会から隔絶されることで自分には存在価値がない、これ以上家族に迷惑をかけられないといった気持ちから自死を選択する場合も少なくありません。ひきこもりから自殺に至るといった意味では、この二つは相関性が高いとも言えます。内閣府が2023年に公表した推計値では、ひきこもりは国内に146万人ほどいるとされ、今や我が国の深刻な社会病理となっております。本市においても多くの方たちが苦しんでおり、本人のみならずその家族や周囲にも暗い影を落としております。本市では総合福祉センター内に相談室があり、居場所として、よりどころやさくら草なども開設されており、定期的な面談やEメール、電話相談が主体であった20年前と比較してその取組は随分さま変わりし、対策は着実に進んでいると感じております。彼らに日々向き合ってくださっている関係者の皆様には感謝を申し上げるものです。過日示された当初予算案には、こころの健康づくりの推進として関連事業費が計上されております。私たち周囲が、彼らの目線でその境遇に思いをはせて寄り添うことが何よりも肝要であると思います。一人でも多くの方がひきこもりや自殺願望から抜け出せることを切に願っております。これに係る市長の所見を伺い、私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔15番 明石宏康議員 質問席へ〕

〔石田健佑市長 登壇〕

○市長（石田健佑） ただいまの明石議員の御質問にお答えいたします。

大項目1点目につきましては、後ほど高橋教育長からお答え申し上げます。

大項目の2点目についてであります。小項目1点目及び2点目につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。自殺予防やひきこもり対策として、メンタルヘルス相談室やおおだてひきこもり相談室、こころのEメール相談、こころのホットラインなどの各種相談窓口を設置しております。また交流サロンひなたぼっこや居場所よりどころなど、当事者だけでなくその家族にも寄り添った取組を通じて、心の健康づくりやひきこもり支援を行っており、これらの取組の結果、令和6年の本市の自殺率は全国平均より低くなっております。さらに、複雑化・複合化した課題に対応するため、令和3年度から福祉まると相談支援事業に取り組んでおり、課題ごとに関係機関が集まって協議する支援会議の開催やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業などによって重層的に対応する体制となっております。3月は自殺対策強化月間でもあり、市広報に相談窓口などを詳しく掲載しているほか、6日にはこころの健康づくり講演会を開催予定であり、今後も市民の心の健康づくりの取組を推進してまいります。今御紹介させていただいたとおり、実は様々な制度があり、明石委員からも御紹介があったように、メンタルヘルスの相談室から電話、Eメール、手紙、ほかにもお茶を飲みながら語らう場、さらには家族が相談する場であったりとかほかの方とつながる場など、それぞれの悩みに

応じて様々な手段で重層的に支援できる体制というものを構築している状態ではありますが、市民の方々と話すと先ほども少し申し上げましたが、意外と知られていなかったということがありますので、こうしたサービスがあることを知っていただけるように情報発信に努めていきたいと考えております。ほかにも相談の場であったりとか社会とのつながりは、仕事の面でいうと、これは民間の取組になりますけれども、就労支援事業等々があります。私が東京に出張に行った際に隙間時間があれば、何か新しい取組がないか視察させていただいたりしていますが、その企業の中で、水耕栽培による就労支援事業というものを行っておりました。一番驚いたのが、そこの就労支援事業所に通われている障害を持たれた方の制服に名だたる大手企業の名前が入っておりまして、運営者にスポンサーをつけているのかと聞いたら、いや違います、スポンサーではなくて、その名前が入っている企業の社員になっていますという話をされておりました。どういう仕組みかと聞いたところ、水耕栽培をやっている場所を障害を持たれた方の働くフィールドとして上場会社、大手企業に提供しているということでした。当然上場会社には障害をお持ちの方の法定雇用率というものがありますので、企業側はそれを守りながらも、働く側は大手の企業で働けるという仕組みをつくっているという話を聞いて、すばらしい取組だなと。もし地方にその仕組みを持ってこられる、つくることができるならば、障害を持った方でも地方にいながら大手企業で様々な選択肢を持って働くことができる。さらに運営者に聞くと、これからの構想としては就労支援事業以外にも、例えばフリースクールのような学校を併設して、そういった悩みを持った方が来て、そのまま社会に出られる場というものを、入口から出口までしっかり構築していきたい、そういう地方創生に取り組みたいという話をされておりました。こういった事例も参考にしながら、本市においても様々な方に寄り添った取組を進めていけるよう検討したいと思います。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（高橋善之） 明石宏康議員の1点目の御質問、外国語活動支援員の減員についてお答えいたします。まずもって、明石議員にはこれまでの大館教育の実績を高く評価していただきまして本当にありがとうございます。質問の件については、議員には本当に御心配おかけしておりますが、令和7年度も従来と同様の支援体制を確保できるようにするため、例えば外国語活動支援員の1人当たりの勤務時間数を増やすなどの方策を現在も検討しているところでございますので、そこところは御理解願いたいと思います。もともと本市において中学生の英語の学力は他教科ほど高いレベルにはなく長年の懸案事項でございましたので、平成29年度に小学校の外国語の教科化に先立ち独自に小学校英語アドバイザーや外国語活動支援員を配置するなどして、その強化に努めてきた次第であります。その結果、今年度の県の学習状況調査においては、秋田県平均を100とした場合、大館市の中学1年生が104、2年生が103という好成績を残しております。すなわち、ちょうど小学1年生から英語力を鍛えてきた子供たちが、8年後にはこのような高い学力を備えるようになったということであり、コストパフォーマンス

の観点からも十分な成果と言えると思います。また令和7年度11月には、東北英語教育研究大会が本市で開催されることが決定しており、小学校においても公開授業を行うための準備と強化を続けているところです。加えて、外国語活動支援員につきましては、子供たちをネイティブな発音に慣れさせるだけでなく、外国語の授業には必須のＩＣＴ機器の扱いとか教材を準備する役割も担っていることから、これを削減するとなると担任への負担も増加することとなり、教員の働き方改革に逆行する結果にもなります。このような状況を勘案し、これからも外国語活動支援員を全ての小学校の全ての外国語授業に派遣できるよう、その運用を工夫してまいり所存ですのでどうか御安心ください。以上でございます。

○15番（明石宏康） 議長、15番。

○議長（武田 晋） 15番。

○15番（明石宏康） 丁寧な答弁ありがとうございました。質問というよりお願いでございますけれども、教育長には英語が好きでたまらなかったのに現場を去る支援員のお気持ちはさることながら、先ほど度々交わされておりますように、現場の先生方の負担増にならないように何とか対策を講じてくださいますよう、心よりお願い申し上げます。

また、市長には非常にためになるモデルケースの紹介をいただきありがとうございました。夜中とかに私の携帯電話のラインに、もう限界ですとか、助けてくださいみたいなものが来ることがあります。病気を抱えていて治療している方には、根性を出せとか、頑張れとかというのは、全くの逆効果ですので、本当に自分の無力さを感じるというか、何もしてあげられないのかなとすごく悲しい気持ちになることも多々ございます。大町商店街に昔あった山内時計店のシャッターに絵を描いたのが、今精神疾患を治療していて自宅にずっといる女の子なのです。そういう人たちと接するたびに、誰も声をかけてあげられないのかなという無力感だけではなくて、この人たちは社会に参加する意思や意欲はあるので、何とかそういう人たちができることのフォーマットを用意してあげられたらなと。何よりも先ほど言った、かわいそうだな、どうしようもないな、何もできないなといった、アンコンシャス・バイアスと言いますか、無意識な、勝手な私たちの思い込みが、一層あの人たちを遠ざけてしまっているような感じもします。市の広報にも今回大きく相談室のリストが載っていましたので、どうやったらそこに誘ってあげられるのかといった取組も、担当職員の方々も頑張っておられると思いますので、ぜひ引き続き温かい支援の手を差し伸べていただきますよう心よりお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田 晋） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時45分 休 憩

〔副議長 着席〕

午後 1 時00分 再 開

○副議長（石垣博隆） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木公司議員の一般質問を許します。

〔8 番 佐々木公司議員 登壇〕（拍手）

○8 番（佐々木公司） 令和会の佐々木公司でございます。まず最初に、本年 3 月をもって定年されます職員の皆様方に謹んで御苦勞様と述べたいと思います。退職後も外部からまた大館市を見守っていただきたいと願っているところでございます。それでは通告に従いまして 8 項目について質問いたします。

まず 1 項目めは、**日本一若い市長の夢やロマン**はということでございます。市長に就任後、87 歳で全国最年長首長であります田舎館村の鈴木孝雄村長が、ぜひ石田健佑市長にお会いしたいということで大館に来られました。鈴木村長は昨年 11 月 17 日をもって任期満了となり、次はもう出ずに引退されました。そういうわけで、お会いしたときに何を学び、何を感じたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

次に 2 項目め、**住みよい大館、住みたい大館**を目指してということでもありますけれども、日本では近代化された 1880 年代から、衣食住という言葉がよく使われておりました。これは暮らし向きとか生活という言葉で、いわゆる生活をどう立てていくかということでございます。ただ、私はこれを、「医」は医療、「職」は職場・仕事の職、「充」は充実しているかどうかの充。医職充という言葉に置き換えて使っておりますので、そういう意味での医職充について石田市長の考えを伺いたいと思います。そして、石田市長の目指すいわゆる住みよい町、住みたい大館にするために具体的にどのような数値目標を立てられているのかをお尋ねします。

次に 3 項目め、**防災・減災対策の推進**についてということでもあります。私は大館に帰ってきてこの 6 月で 39 年になりますけれども、多分最多の雪、いわゆる豪雪という思いがしてなりません。朝起きると家の前にのっちりと雪があって、私は肩がよくないものですから、それを寄せるのは私ではなく家内です。1 時間ぐらい汗をかいて除雪する状況を見て、大変だなと思いました。そういう意味で②に移りますけれども、特に高齢者や独り住まいの方々は、自分の家の前の除排雪に大変苦勞されているかと思うのですが、対応策として市はということを考え、具体的にどういうことをやってきたのかお尋ねいたします。

次に 4 項目め、**少子化・人口減少対策**についてでありますけれども、国も県もいろいろな市町村も同じようにこの問題に取り組んできているはずなのです。その中で、具体的にどういことをすれば大館に来て住みたいと思ってくれるのかということです。余計な話なのですが、近所にずいぶん空き家が多いのです。行政としてその空き家を整備して、そういう人たちが来たときにどうぞ住まいはありますよという形が取ればよいのではないかという感じもします。そして②ですが、子育て日本一の町として流山市の例がよく出るわけですが、そういう方法を大館では取れるのかどうかを、具体的にこれはオーケーでこれはちょっと無理だとかい

う形で検討していただきたいと思います。石田市長の見解をお伺いいたします。

次に5項目め、**有害鳥獣対策**についてであります。特に昨年度は熊の出没がすごかった。そしてイノシシ、鹿、猿、カラス。熊が冬眠しないで冬の間も市中に出没したということがよくニュースになりました。市街地で銃を撃つのが可能になるようですけれども、これに対して大館市としてはどう考えるのかをお伺いいたします。そして、前にも質問しておりますけれども、大館市内における猟友会の方々の高齢化の問題を含め、人数が減っているかと思うのですが、どのように対応していくのかをお尋ねします。

次に6項目め、**カラス対策**でございます。例年6月にこの問題を取り上げておりましたけれども、昨年6月はこれをやりませんでした。カラスは頭が非常にいいのです。かつては私の住んでいる神明町を冬ねぐらとして大変集まっていたし、花輪線沿線や常盤木町かいわいにたくさんいたのですが、最近は見かけなくなりました。現在は大館市立総合病院の交差点やケーズデンキとかに場所を移動しております。かつて私が大館市立総合病院に入院したときは、皆さんが旧事務棟2階で朝のミーティングをしてから西のほうへ飛んでいき、餌を確保して夕方に帰ってきて、集まってその日の報告会を開き、そしてまた寝るところに帰るというパターンを見ておりましたが、カラスも連携を密にして、どこに行けばどういう餌があるというようなことをいろいろ研究しているようであります。前にも言うております宇都宮大学の杉田昭栄教授はもう定年になり、現在は宇都宮大学の教授ではないようですが、その後任として特任助教授の塚原直樹さんという方がおられます。この方はカラス被害対策やカラスと対話するプロジェクトなどをつくって、カラス研究の知見を社会に還元するような活動をしているということであります。前に杉田教授に何か相談したのかどうかはよくわかりませんが、専門家として本当に各地区のいろいろな事例を知っていると思いますので、大館の問題点や悩みをぶつけて、いろいろとアドバイスしていただいたほうがいいのではないかと思います。

次に7項目め、**大規模山火事対応**についてであります。毎日ニュースになっていますけれども、岩手県大船渡市の山林火災は発生から今日で1週間です。焼失面積は昨日までで2,100ヘクタール、今朝のニュースでは2,800ヘクタールと言っており、まだ燃え続けているということですが、2、3日中には雨が降る予報なので、そうなるかとまた変わってくるかとは思いますが。大館市の周りにも原野がたくさんありますし、山もあります。一旦火災が起きたときにどういった対応を取るのかをお尋ねします。また大館市は戦後4度の大火で、町のほとんどの建物が延焼し焼失してしまっております。昭和28年に片町、昭和30年に大館駅前、それから昭和31年に東大館駅前。このとき私はすぐそばにいましたから、現場の常盤木町かいわいがまるっきり焼け野原と。そして昭和43年は御成町二丁目でした。昭和28年は137棟、昭和30年は508棟、昭和31年の東大館駅のときは1,342棟、それから昭和43年の御成町二丁目のときは290棟と、これだけの家が焼けてしまっております。ただ、大館の歴史を見ると戦前にも大火がいっぱいあるのです。日本というか、秋田県は家を木材で造っていますので、フェーン現象とかがあったとき

には強い風で延焼を免れないということです。ですので、防災・減災対策で速やかに出動できるような体制をきちんと取っておく必要があるのではないかと思いますので、市長の御意見をお伺いします。

次に最後になりますが、**先人顕彰**についてであります。先般の議会報告会で私は比内公民館に行ったのですが、そのときに小西雪村さんの奥さんだという方が質問され、意見を述べてくれました。比内支所に行くと、国際連合事務総長をやった明石さんと、小西さんの資料が展示してあります。私もそれは知っていましたが、この方はずっとニューヨークで画家をやられていましたので、その奥さんが比内町にいることは知りませんでした。そういう世界的にいろいろと活躍した先人たちのことを後世に残すために美術館や先人顕彰館などを造れば、観光資源の一つになり、それをぜひ見にいこうということにつながるのではないかと思います。もちろん現在は郷土博物館に先人顕彰コーナーがありますが、もっともっと充実させるとすごい中身になるのではないかと思います。うちの孫は小学6年生なのですが、3・4年生の社会科の学習テキストを見たら、日本や世界で活躍した大館の人がずらりと載っておりました。よく知っている人もいれば、あまり知らない人もいました。先般の3月1日に中央公民館で秋田県立大学の副学長が講演され、そこで小林多喜二のお話がありました。ほかにも鳥潟右一や狩野良知、狩野亨吉とか様々なすごい人がいっぱいいます。私たちの先輩というか、前にこのようなすごい人がいたということは子供たちの励ましとなるのではないかと思います。そういう意味で、もっと詳しく分かるようにぜひそういう場所をつくったらどうかというのが私の提案です。あまり金をかけなくても、例えば廃校舎を使うとかいろいろな方法があるかと思いますので、ぜひ先人顕彰に力を入れてほしい。小林多喜二もそうだし、安藤昌益も有名です。日景弁吉は釈迦内のほうで日景温泉を開発した人だし、栗盛吉右衛門は大館市立栗盛記念図書館を開いた人だし、小畑勇二郎さんは記念館がありますからいいのですが、大館にはほかにもこんなにすごい人がいっぱいいたということをアピールできるような取組をしてほしいということです。最後に付け足しになりますが、私は中町の柳町児童公園で市日を開催しておりますけれども、あそこに碑のある横山助成さんという方は、6都府県の知事をやられて、最後には代議士までやられた人です。あまり知りませんよね。公園に行くとちゃんと碑があつて、秋田犬と比内鶏と共にその方の肖像が刻まれています。東京帝国大学を出て活躍した人がいたということを最後に申し上げて終わります。

以上です。御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔8番 佐々木公司議員 質問席へ〕

〔石田健佑市長 登壇〕

○市長（石田健佑） ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。

大項目1点目であります。昨年10月、当時の田舎館村村長の鈴木孝雄様と対談し、お互いの行政運営に関することや秋田犬について、そして鈴木前村長の手腕により全国的に有名になっ

た田んぼアートなどについてお話しさせていただき、非常に有意義な時間を過ごすことができました。私は全国最年少市長ということで注目をいただいておりますが、今回の対談を通じて、何事も確固たる思いを持って取り組むことこそが大切であり、そこに年齢は関係なく、短期間で結果が出るような簡単な政策はないため、長い目で事業を進める必要があるということを改めて認識いたしました。この思いを胸に大館市をしっかりと前に進めていきたいと改めて決意したところであります。

大項目の2点目についてであります。具体的目標値の設定につきましては、令和6年4月に策定したおおだて未来づくりプランにおいて短期的な重点取組に基づく各種施策の目標として活動指標・評価指標を掲げており、その進捗を管理しております。未来づくりプランは社会情勢の変化に柔軟に対応できる計画であり、現下の様々な課題に対する施策を盛り込んでおり、有効な取組は継続しつつその方向性のさらなる深化や軌道修正については、議会に御相談しながら市民の満足度を高めてまいりたいと考えております。私の中でも様々な構想を膨らませているところでございますけれども、先ほど医職充というお話がありましたが、医においては、医療・介護・福祉の人材の確保であったりとか、今進めております地域医療連携推進法人の設立があり、職に関しては、農業をもっと発展させるために稼ぐ農業という指針を持って進めております。充に関しては、子育て環境や教育、公共交通の充実化に向けて、あとは先ほども少しお話しさせていただきました移住・定住に向けたマーケティング戦略であったりとか、情報発信の仕組みづくりに取り組んでおります。この中には、計画中的のものから予算化したものまで様々ありますが、そこは今後もしっかりと進めてまいります。

大項目の3点目、小項目の1点目についてであります。この冬は冬型の気圧配置と寒気の流れ込みが続いた影響で降雪が多く、2月28日現在の累積降雪量は484センチメートルと平年を上回っております。2月21日の24時間降雪量は60センチメートルを記録したことから、市では雪害対策に万全を期すため災害警戒対策部を設置し対応に当たったところです。小項目の2点目についてであります。高齢者への除排雪の支援として、軽度生活援助事業をはじめ、間口除雪を実施した町内会や屋根の雪下ろしに要した費用への助成のほか、社会福祉協議会による除雪ボランティアの派遣を実施しており、市広報やホームページ、新聞などを通じて周知しております。

続きまして、大項目4点目についてであります。小項目1点目及び2点目につきましては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。市では町の魅力や認知度を高め、大館の地の利を生かした多面的な施策に取り組んでいるところです。移住希望者に加え、進学等で地元を離れた方の回帰を含め、積極的な情報発信により「住みたいまち大館」を目指すとともに、他自治体の先進事例を参考にしながら市民に寄り添った実効性のある施策に取り組んでまいります。先ほど空き家を直して提供するのはどうかというお話もありましたが、そこも含めて今大きな構想を描いている最中でありまして、先ほど相馬議員の御質問にもあったように、

まずは移住・定住を検討している方とつながりや土台をつくり、その方々に情報を届ける入口の部分から仕事や生活などの出口の部分まで、一気通貫で取り組む計画をしっかりと立てる。その中には地域おこし協力隊制度であったりお試し移住など様々な制度がありますので、移住・定住を検討している方に企業誘致や事業承継、就職するという選択肢を持っていただいて、そういう方々にどんどん入ってきてもらう。職種も増やしながら政策を進めていくことが、いずれこの空き家問題の解決にもつながってくるのではないかと考えており、そのように進めたいと思います。

続きまして、大項目の5点目についてであります。小項目1点目及び2点目につきましては、関連がありますので、一括してお答え申し上げます。市街地での猟銃の使用を特例的に可能とする法改正が行われた際には、本市のマニュアルを改訂するほか、実地訓練を実施するなど適切に対応してまいります。また、市鳥獣被害対策実施隊員の高齢化が進んでおり、次世代の確保と育成が大きな課題となっていることから、狩猟免許の取得費用を補助しているほか、今年度からは活動報酬を引き上げ待遇の改善を図っております。さらには、新規隊員の確保や育成、射撃技術の維持向上に向け令和7年度当初予算案に北秋田地方連合猟友会から要望のあった大子内射撃場の改修に対する支援を盛り込んでおりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

大項目6点目についてであります。市ではこれまで、追払いに使用する照明などのカラス対策用品の貸出しや電子防鳥機の活用促進に取り組んでまいりました。今年度のカラスに関する苦情は2件で、昨年度の6件よりも減少しておりますが、昨年度の苦情は清水町周辺に集中していたことから、昨年1月中旬から3月下旬まで清水町地内にある建物の屋上に電子防鳥機を試験的に設置したところ、群れが別の場所に移動しており、一定の効果があることを確認しております。

続きまして、大項目の7点目についてであります。市では毎年、大規模災害を想定した総合防災訓練を実施しているほか、春と秋の火災予防運動期間中に地区防災訓練を行い、地域の防災力の向上を図っております。大規模火災が発生し延焼が拡大した場合には、県内各消防本部に応援を要請するほか、必要に応じ弘前地区消防事務組合などへの応援要請も検討いたします。それでも対応が困難な場合には、緊急消防援助隊の出動や自衛隊の災害派遣を要請し、対応することとしております。

大項目8点目については、高橋教育長からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（高橋善之） 佐々木公司議員の御質問の大項目8点目、先人顕彰についてお答えいたします。これまでも大館郷土博物館では先人顕彰コーナーを常設し、先人たちの顕著な業績を展示してまいりました。また、平成28年から市内の史跡や名所において歴史や文化を学べる「どこでも博物館」の標柱を設置して、市民をはじめ観光客にも利用していただいているとこ

ろであります。さらには先ほど議員からも御紹介があったように、小・中学校のふるさとキャリア教育の一環として、社会科において副読本や郷土資料集などを使い、児童・生徒が先人について学ぶ機会を設定しております。大館は、江戸時代の思想家安藤昌益、世界的プロレタリア文学の作家である小林多喜二などの著名な先人を多数輩出した町であり、その功績を広く市民に周知するため、今後も先人顕彰コーナーのさらなる充実を図るとともに、ふるさとキャリア教育をもって先人についての学びを継続し、地域の宝を後世へと継承してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（石垣博隆） 次に、今泉まき子議員の一般質問を許します。

〔10番 今泉まき子議員 登壇〕（拍手）

○10番（今泉まき子） 日本共産党の今泉まき子です。よろしくお願いします。通告に従い、3点にわたって質問いたします。

1点目、**ヤングケアラーの実態把握と今後の対応について**です。ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことで、普段子供がやるお手伝いとは異なります。例えば、障害や病気のある家族の代わりに買物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている、家族に代わって幼いきょうだいの世話をしている、障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしているといったことが想定されております。厚労省は令和2年度に中学2年生と高校3年生、令和3年度に小学6年生と大学3年生を対象に調査しております。その結果、世話をしている家族がいると回答したのは、小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%でした。これは、回答した中学2年生の約17人に1人が世話をしている家族がいるということになります。ヤングケアラーが直面する問題としては、本来なら享受できたはずの勉強に励む時間や部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人とのたわいもない時間、これらの子供としての時間と引き換えに家事や家族の世話をしているということがあります。そのため、影響として考えられているのが、一つは学業です。勉強の時間が取れない、遅刻・早退・欠席が増える。あとは就職への影響として、自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう。友人関係への影響としては、友人たちとコミュニケーションを取る時間が少ない、友人と遊ぶことができないということで、交友関係が希薄になりやすいということがあります。もう一つ、健康への影響として、孤独・ストレスを感じる、睡眠が充分に取れないなど、生活リズムの乱れが考えられます。国では去年、子ども・子育て支援法等の一部改正をしており、その中でヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記しております。調べてみますと、県内では大仙市、鹿角市においてヤングケアラーについての調査を実施しており、その結果が公表されております。大仙市は令和4年に調査を実施し、令和5年3月に報告書を提出しております。対象は小学4年生から高校3年生までです。回答者は2,994人で60.4%、世話をしている

家族がいると回答したのは、小学生2.9%、中学生1.6%、高校生4.1%となっております。鹿角市は令和6年9月に調査を実施しており、対象は小学4年生から6年生、中学校、鹿角高校の生徒で、回答者は1,406人。結果、世話をしている家族がいると答えたのが52人で3.7%と出ておりました。いずれの調査も、調査方法はウェブアンケートによるオンライン回答としているようです。そこで小項目の1点目、大館市ではヤングケアラーについての実態調査は行われているかお聞きしたいと思います。小項目2点目ですけれども、市では第2期大館市子ども未来応援計画を立てており、令和5年から9年の期間で現在実施中ではありますが、次期計画策定時まで待つのではなくて、困難を抱えているヤングケアラーの実態を把握し、どのような支援や体制が必要かを検討し、今後の計画に反映させていくことが必要と考えます。市長の考えをお聞かせください。小項目3点目は、ヤングケアラーについての市民への周知と相談窓口の設置をということです。ヤングケアラーという言葉は、まだ市民の間で広く認識されているとは言えないと思いますので、市として周知する活動や相談窓口のお知らせ等も必要となると考えます。ぜひ、積極的な取組をしていただきたいと思います。大仙市の調査回答では、家族というプライベートなことであるがゆえに相談しにくいとか、誰に相談したらよいか分からないといった声がありました。また、本人が特に困っていなかったり当たり前と思っていたり、状況は個人により様々だと思いますが、対象が子供であるということで、家庭の外へ向かっての発信はなかなか難しいと考えられます。その辺も工夫が必要かと思しますので、よろしくをお願いします。

大項目2点目、**生活インフラ**についてです。午前中、相馬議員からも質問がありましたけれども、埼玉県八潮市で起きた下水道管の破損に起因するとされる道路陥没事故では、周辺200メートル以内の住民に避難指示が出て、12市町村の住民約120万人に下水道利用の自粛を呼びかけました。また、インターネットや固定電話が利用できない事態も起こりました。現在は解消されておりますけれども、いまだに転落したトラックの運転手は安否不明の状況です。全国的にも大規模な施設ということで、下水道管のほかに上水道管、工業用水管、ガスパイプ、通信ケーブルなどが配管されており、そのため事故の影響が広範囲にもたらされたとの報道がありました。また、下水道が原因の道路陥没事故は小規模なものを含めて22年度に全国で約2,600件起きているという報道もあります。深さ50センチメートル未満の小規模な陥没が全体の86%、14%は50センチメートルを超える陥没の穴が生じた事故との新聞報道がありました。大館市においては、順次下水道の整備が進んでおり、一般的な耐用年数の50年を経過したものは少ないと思いますけれども、上水も含め生活インフラは市民の生活を維持する上で欠かせないものがあります。下水、上水とも市民が安心して使用できるように、維持管理のための点検・修繕をしっかりとやっていただきたいと思います。現在、市ではどのような維持管理のための点検をしているかお伺いいたします。

次に大項目の3点目、**地域農業の再生**についてであります。昨年の夏は店頭から米が消えて

米不足が深刻化しました。新米が出回ってから不足は解消されたものの、農林水産省の発表によると値上がりは止まらず5キログラム当たり3,892円と、昨年から9割以上の値上がりをしているということです。米の価格の高騰は去年農家が米を出荷した後とのことで、農家の収入増にもつながっていません。今こそ主食であるお米を適正な価格で買えるように、生産者が安定的に生産できるようにすることが大事であると考えます。大館市の新年度予算案の報道では、輸出版売に向けた海外ニーズを検証し、販路拡大や単価向上、農地面積拡大を図り、農家所得向上を目指したい。販路拡大、稼げる農業。また、農地面積を増やして大規模化することも重要だが、農業者の8割を占める小規模農業者をしっかりと支援し、機器導入や更新を後押ししたいと説明しております。国は食料・農業・農村基本計画を策定しております。その中には食料自給率、飼料用米というキーワードが見当たりません。代わりに、輸入の安定化、輸出の促進、農業の大規模化、スマート農業が上げられています。でも現場では、後継者がいない、子供には農業を継がせられないなど、農業従事者の減少が取り沙汰されています。稲作農家がこの四半世紀で121万人減の53万人となり、800万トンあった米の生産量はこの20年間で200万トンも減少しております。米農家の農業所得が2023年は時給換算で約100円との報道があります。そこで小項目1点目、農業従事者、遊休農地、新規就農者の大館市の状況はどのようになっているかお聞きします。市としては来年度米の増産を計画しているようですが、増産、販路拡大、輸出の促進といっても、中山間地域にあって、全体の8割を占める小規模農業者の方々が安定・安心して米を作ることができなければ、増産も販路拡大もできません。ふるさと納税でも米の需要が大きくなっております。小項目2点目として、これは国全体で取り組まなければならない問題だとは思いますが、今こそ食料自給率の向上をということです。日本の食料自給率は38%と、先進国の中でも最低レベルとなっています。国は輸入の安定化を言いますが、数年前ウクライナでの戦争が始まったとき、小麦の輸入がストップしていろいろな分野に大きな影響を与えました。現在も世界的に不安定な政情が続いており、気候変動による農業への影響も様々出てきています。輸入に頼るのではなく、国内での食料自給率を上げることこそ今求められていると思います。2月26日の夕方のニュースでは農業関係者の方々が意見交換している報道があり、ある方はインタビューで、農家にいかに持続的に米を作ってもらえるかが大事であると述べていました。本当に大事なことだと思います。小項目3点目になりますけれども、そのためには農家の所得をしっかりと補償することが求められると思います。市では、小規模農業者継続支援事業費補助金や農業次世代人材投資資金交付事業などが予算計上されておりますが、農家が展望を持ち安心して十分に生産ができ、また国民が安心してお米を買うことができるようにするには、政府がしっかりと財政措置を行い、生産者を直接支援し食料自給率を引き上げることが必要と考えます。特に天候に左右される農業だからこそ、価格が低下した場合には欧州のように農家所得を補償することが求められるのではないのでしょうか。もし地方自治体での補助等に限界があるのであれば、国に対しても農業予算の増額などをぜひ

要望していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。よろしくお願いします。（拍手）

〔10番 今泉まき子議員 質問席へ〕

〔石田健佑市長 登壇〕

○市長（石田健佑） ただいまの今泉議員の御質問にお答えいたします。

大項目1点目についてであります。小項目1点目から3点目までにつきましては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。令和6年6月施行の子ども・子育て支援法等の改正により、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されたことから、国の動向を注視しながら実態調査の実施を検討し、次期大館市子ども未来応援計画には、県や市教育委員会と連携した支援策を盛り込んでまいりたいと考えております。現在、ヤングケアラーに関する相談は、子ども家庭総合支援拠点ほっとをはじめとした各種窓口において個別に対応しており、今年4月からは健康課と子ども課の相談窓口を統合し、母子保健機能と児童相談機能を併せ持つこども家庭センターを開設し、啓発活動や妊娠期からの切れ目のない相談支援体制を強化するとともに、子育て世帯を支援する体制を整えてまいります。このこども家庭センターの開設の中で実態調査やアンケートも検討していくものであると捉えております。引き続き情報発信等についても努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

大項目の2点目についてであります。上下水道施設の保守点検につきましては、水道管路では主に漏水調査を、下水道管路については目視やカメラなどによる点検を定期的に行っているほか、施設の異常時には監視装置から係員に連絡が届くようになっており、状況に応じて随時対応しております。今後は老朽管の更新や管路の耐震化を進めるとともに、漏水調査でのAIの活用や新技術を用いた空洞調査なども検討し、市民が安心・安全に暮らせるよう努めてまいります。

大項目の3点目についてであります。小項目1点目から3点目までにつきましては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。本市の農業経営体の数は平成22年から令和2年までの間に2,700から1,300へと半減しているほか、遊休農地は平成26年から令和5年までの間に4.5ヘクタールから26.3ヘクタールに増加しております。また、新規就農者は毎年10人前後で推移しており、ほぼ横ばいとなっております。食料自給率については、昨年改正された食料・農業・農村基本法において、食料安全保障の観点から食料の安定供給の確保が理念の一つとして掲げられており、国としても自給率の向上を目指すとしております。食料の安定的な供給を図るためには担い手の確保による生産の拡大が必要であり、そのためには農業者の所得向上が欠かせないことから、作業の効率化や省力化の推進と販路の開拓や付加価値の向上に向けた取組を進めてまいります。こちらについては昨日も石垣副議長から、また工藤議員からも御質問がありましたけれども、稼げる農業を実現していく中では、物は作らなければならないけれども担い手がなかなかいないというジレンマがまだまだある。物がないと販路の開拓やブランド

化、マーケティングに回す余力が出てきませんので、ここを両輪でしっかり支えていくことに市でも取り組んでいくということです。生産の部分においては担い手の確保をはじめとした農作業の効率化、スマート農業化、農地の集約化、または法人の新規参入をもっと応援するとか、そういった部分にしっかり取り組みながら、販路の拡大としては、安定した販路を持つという意味では海外販路の開拓、ブランド化、地産地消の推奨等を進めてまいりたいと考えております。このように、持続可能でしっかりと稼げる農業の実現に向けて取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○10番（今泉まき子） 副議長、10番。

○副議長（石垣博隆） 10番。

○10番（今泉まき子） 一問一答です。質問1についてですけれども、これから調査等をこども家庭センターのほうで準備していくということですので、ぜひお願いしたいと思います。市民に周知するという事で、パンフレットとかはそこで考えるのですが、新たな分野で大変デリケートな問題ですので、ヤングケアラーをどう捉えるのかなど、関連する職員の研修の充実もぜひお願いしたいと思います。大仙市は調査の結果から支援するスタンスというのをいろいろ学び取っておりまして、子供がいる世帯からの相談は常にヤングケアラーの視点を持つこととか、実際そういう相談がないからイコールヤングケアラーがいないと結論づけるのではなく、いるかもしれないという視点を持ち続ける等、様々な教訓と今後の市の姿勢を導き出しております。ぜひそういう先進事例に学びながら、大館市としてどう対応していくか、研修と市民への周知等を含めてやっていただきたいと思います。

○市長（石田健佑） 副議長。

○副議長（石垣博隆） 市長。

○市長（石田健佑） ただいまの今泉議員の再質問にお答えいたします。まずは周知の方法についてですけれども、パンフレットやSNSを使うのか、どのように情報発信するのかというところであったり、ヤングケアラーの支援に対する研修の実施等々を含め、こども家庭センターのほうで他市の事例を参考にしながらしっかりと検討を進めていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上であります。

○10番（今泉まき子） 副議長、10番。

○副議長（石垣博隆） 10番。

○10番（今泉まき子） ありがとうございます。今回の子ども未来応援計画のパブリックコメントの中に、ヤングケアラーについては調査しないのですかというのもありましたので、やはり潜在的には存在していると思います。ぜひ市として、あなたとあなたの家族が幸せに暮らせるように相談に乗りますよ、一緒に考えていきましょうというメッセージを発信してほしいと思います。

3点目については、従事者の人数が半減しているということで大変驚いたのですが、新規就農者の人数だけではなかなかそこをフォローしていけないと思います。引き続き小規模農業者の困難さやニーズを聞きながらきめ細かな対応をして、米農家の人たちが安心して作れるような施策を今後も進めていただきたいと思います。

○市長（石田健佑） 副議長。

○副議長（石垣博隆） 市長。

○市長（石田健佑） ただいまの今泉議員の再質問にお答えいたします。小規模農業者の支援ということですが、大館市は中山間地域が多くなっておりますので、小規模農業者の方々の力もしっかりと使っていかなければ、大館市全体の農業を守っていくことは非常に困難であると捉えております。小規模農業者の方々にも持続可能な農業をしてもらうためにはしっかりと稼いでいただくことが必要になってきます。そういう意味では、何度かお話をさせていただいたのですが、例えば地域特性を生かして集落単位で様々な農作物をブランド化していくという取組もこれから非常に注目を集めていくのではないかと考えておりますので、そこにもしっかりと力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○副議長（石垣博隆） 次に、金谷真弓議員の一般質問を許します。

〔14番 金谷真弓議員 登壇〕（拍手）

○14番（金谷真弓） 真政会の金谷真弓です。よろしくお願いいたします。一般質問に入ります前に、1月8日の教職員教育実践発表会の御案内をいただき、出席させていただきました。そのときの高橋教育長の御挨拶で、千に一隅を照らすすなわちこれ国の宝なり。お金や財宝は国の宝ではなく、家庭や職場など自分自身が置かれたその場所で精一杯努力し、明るく光り輝くことができる人こそ、何ものにも代えがたい尊い国の宝である。15年前にも挨拶していたとおっしゃっていました。立場ではなく持ち場。ふるさとキャリア教育など、おおだて型授業を生み出した御功績を心より尊敬申し上げます。これからも御指導御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。それでは通告に従い1点質問いたします。

有害鳥獣駆除活動についてです。先ほど佐々木議員も取り上げておりましたが、私はハンターを家族に持つ者の一人として、もう少し詳しくお伝えしたいと思います。昨年9月の行政報告にもありましたが、児童・生徒の熊被害防止対策として、市内小・中学校及び保育園等の就学前施設へ忌避剤、撃退スプレー、熊よけ鈴3,870個の配布を完了し、誘因樹木伐採事業補助金の取組、秋田県では昨年7月よりクマダスの運用も始まっております。このような中、今年度県内では秋田市のスーパーに熊が侵入し、北秋田市でも市街地に熊が出没しました。大館市内でも12月に市立南小学校のグラウンドや柄沢狐台の住宅地の市道など、ツキノワグマが中心市街地や住宅街へ出没しました。今後はイノシシやニホンジカも人の目につく所へ出没することが考えられます。有害鳥獣捕獲の許可は熊による人への被害を防止する目的に限って市町

村が出し、それから実施隊員の方と連携するのが一連の流れになっています。初動活動としては、警察から林政課に連絡が入り、同行して現地を調査します。林政課としては追い払いが基本となります。追い払いに至らず現場への出動回数が増えた場合、駆除する段階へと進みます。むやみやたらに駆除しているわけではないことが伺えます。駆除したことへの強めのクレーム対応には、職員も知事のようにガチャ切りしたいかどうかははっきり聞いてはおりませんが、ぐっところえている場面もあるでしょう。できれば優しめの電話対応で、今後ともよろしくお願いいたします。そして銃猟による駆除においては、射手から半径200メートル以内に10軒の人家があれば住居集合地域等とみなされるので、郊外のそれほど住宅がない場所においても、立ち会う警察官の発砲命令なくして実施隊員の自己判断で撃つことはありません。現場の状況が刻々と変化する中、警察官主体の安全確認がその都度行われ、最終的に発砲しかないという非常に緊迫した状況になってから、発砲命令が出されます。迅速な発砲命令が出ない状況では駆除も一歩及ばず、負傷者が出てしまうという可能性は十分にあります。ハンターも一市民です。相手が熊であれば命を懸けるほどの重大な任務です。そもそも厳しい基準の狩猟免許を取る腕のあるハンターです。緊迫した現場の瞬時の判断、腕がなければ成し得ません。ハンターを送り出す家族もまた、口には出しませんが少しの緊張感と覚悟を持って帰宅を待ちます。北海道砂川市では、2018年に自治体の求めで出動したハンターが、2019年の判決で猟銃所持の許可を取り消されたため出動要請に応じないことになったケースが発生しました。この判決の後、市町村の出動要請には応じないことも含めて検討を進めてきましたが、幹部会議では駆除を進めるには協力して取り組む必要があるとして、要請を一律に拒否することはせず、現場で対応にあたる支部の判断に委ねる方針を決定しました。その上で、連携が取れていない地域ではハンターの出動にはリスクがあるとしています。また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律平成14年法律第88号第38条により、日の出前及び日没後並びに住宅が集合している地域等における銃猟は禁止されています。そのため、警察官職務執行法第4条第1項を根拠とし、警察官が猟友会員等の実施隊員に対し住宅街に現れた熊等を猟銃を使用し駆除を命じることの可否等、事案対応の参考文書があります。内容は細かくなりますので割愛させていただきますが、2留意事項（5）警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態も想定されるところ、当該ハンターの判断により、刑法37条第1項の緊急避難の措置として熊等を猟銃を使用して駆除することは妨げられないとあります。緊急避難の解釈が、危険を避けるためやむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り罰しない。ただし、その程度を超えた行為は情状によりその刑を軽減し、又は免除することができるとあります。であれば、現状を鑑みると危険を避けるためやむを得ず発砲するより、発砲をしない選択をすることがハンター自身のリスク回避になります。市民の安全を守るために活動した結果、ハンターが最終的に罰せられると活動する意味を見いだせません。今回、法第38条の改正に関する検討会は、実際の対策に関わる地方公共団体、関係団体、専門家に加え、関係法令を

所管する警察庁、関係法令の専門家で行われました。この検討会の内容も細かいので割愛させていただきますが、警職法や刑法の解釈に変更を加えるものではないとされ、こうした緊急避難の法理による応急的対応ではなく、基本法である鳥獣保護管理法の改正による対応が望ましいとされました。政府では2月21日に鳥獣保護管理法の改正案が閣議決定され、今国会に提出されました。県議会の2月議会の当初予算案でも、災害と熊対策を喫緊の課題として中心に据えています。県も注目する熊対策であります。佐竹知事は、現場に負担がからないように判断しやすいルールをつくり、補償のあり方について細かいところをしっかりと詰めてほしいと談話で述べていました。改正することは決まりましたが、どのような法律内容にしていくかはこれからまたたくさんの議論がされると思います。現行法では住宅集合地域等における銃猟、建物・乗り物・飼育動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止しており、いわゆる第38条で危険鳥獣の銃猟を捕獲者に委託して実施させることができる、これを緊急銃猟と言いますが、今回の改正案では、鳥獣管理保護法の第38条の適用を除外するとあり、課題として、警職法第4条刑法第37条の緊急避難によらずとも鳥獣保護管理法で対応できる必要があるとあります。残念ながら、これでは現状は変わりません。発砲命令を待ち続ける実施隊員の目の前には熊がいて、緊迫した状況があるだけです。ハンターを守るには、警察との連携が最重要となります。昨年4月より林政課は訓練実施の検討を重ね、同7月18日、本市初のツキノワグマ市街地等出没対応合同訓練を実施されました。同9月の行政報告にもありましたが、その後の経過を聞き取りに行っていました。秋田県自然保護課、大館市鳥獣被害対策実施隊、大館警察署等と合同による現地本部を編成、現場対応に当たる勤務員に対する指揮、追い払い、射撃による捕獲等、住民の安全対策及び警職法第4条第1項に基づく措置判断を適切に行うことを目的としていました。目的の設定は警職法に沿う形を取っていたと見受けられます。同7月31日、県庁、警察、猟友会、林政課の12名で報告・検討会を行い、訓練の振り返りとともに課題、改善点の洗い出しをしています。①警察の防護服などの装備品は交番がなく、本署にあるので、要請が発動してからどの段階で装着するべきか。②現場では小回りの利く車両がよい。③指揮命令では、無線を持っていない人との情報共有や本部周辺に来る一般の人を規制する難しさ。今回は警察無線で対応し、林政課でトランシーバーを増設する対応を取っているとのことでした。④二次災害が起きないように周辺への広報活動。⑤ドローンなどICTを活用し、土地勘のある人もない人も個体の対策・追尾ができる仕組みが必要など、活発な意見交換であったようです。合同訓練において、効果が高いのは机上と実施を組み合わせた訓練です。実施回数を増やしたほうがよいとは思いますが、仕事の合間や休みを取っての参加ですと参加者の負担が重くなるとの懸念もあります。実際のシステムやインフラを使用せず低コストで効果的に組織の対応力を向上させる手段として、テーブルトップ演習の回数を増やしたほうがよいのではと考えます。市でもいざ出動したときに、実施隊員と市、警察が同じ認識を持って対応できるように事前協議を重ねる必要があると思われるのですが、市の考えはいかがでしょうか。また、市には野生動物

の管理を担う専門的な職員が配置されていません。公的機関で対応できる部署、人材育成の観点から、今後どのような取組が必要なのか方向性を市長にお伺いしたいと思います。

以上で私からの一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔14番 金谷真弓議員 質問席へ〕

〔石田健佑市長 登壇〕

○市長（石田健佑） ただいまの金谷議員の御質問にお答えいたします。

小項目1点目についてであります。市では、野生鳥獣による人的被害の未然防止と農林産物の被害を軽減するため、猟友会や警察署などの関係機関と共に市鳥獣被害対策協議会を組織し、緊密な連携と情報共有を図りながら有害鳥獣の捕獲活動及び被害防止対策事業等を実施しております。また、今年度は関係機関と共にツキノワグマ市街地等出没対応合同実地訓練を実施しました。これは本市で初となる取組で、訓練後に行った報告・検討会では、訓練で明らかになった課題について活発な意見交換を行い、関係者間で認識の共有を図ったところであります。この訓練は来年度以降も継続する予定であり、今般市街地での猟銃の使用を特例的に可能とする鳥獣保護管理法の改正案が閣議決定されたことから、国の動向を注視し、今後法改正が行われた際には、改正点を踏まえた訓練内容とするなど情報の共有や事前協議を図りながら、関係機関とのさらなる連携強化に取り組んでまいります。小項目2点目についてであります。野生動物の管理については県と連携して対応することとしており、県自然保護課の専門員と共に鳥獣被害が発生した際の現地調査や合同実地訓練などを実施し、様々な場面においてアドバイスをいただきながら対策に当たっているところです。熊出没時の対応はツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルにおいて定めており、監視警戒レベル、緊急出動レベル等、出没状況に応じ、林政課を中心に、危機管理課、教育委員会、消防本部など各部署を横断して連携し、迅速かつ適切に対応する体制を構築しております。人材育成については、市職員のほか、市鳥獣被害対策実施隊員も各種研修会等に参加し技術の習得に励んでいるところであり、今後も継続してスキルアップに取り組みながら、被害の未然防止に努めてまいります。引き続き県の専門員と共に野生動物の管理を行いながら、それでも市として専門員の必要性が今後あるという判断があれば、検討を進めていきたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○14番（金谷真弓） 副議長、14番。

○副議長（石垣博隆） 14番。

○14番（金谷真弓） 丁寧な御答弁をいただきありがとうございます。私の希望のとおり合同実地訓練を重ねていただけるようお願いして終わりたいと思います。これから大子内の射撃場の改修も進むことになっており、人材の育成には射撃場を新しくすることとか、実際に猟銃を持って行う方々のスキルアップは必ず必要ですので、その辺もお願いしながら私からの質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（石垣博隆） この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午後2時20分 休 憩

午後2時30分 再 開

○副議長（石垣博隆） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤励議員の一般質問を許します。

〔20番 伊藤 励議員 登壇〕（拍手）

○20番（伊藤 励） 市民の風の伊藤励です。私が市議会議員として活動を始めてから半年がたちました。市民の皆さんと直接お話しする中で、どうすれば市民がより幸せを感じられるか、どのように財源を確保し必要な事業につなげていくかを常に考え、日々の活動に取り組んでまいりました。これまでの一般質問では、9月議会で市の公式ラインについて、12月議会ではSNS専用部署の新設と、まずは市の情報発信力強化について強く質問させていただきました。石田市長が令和7年度予算にライン公式アカウント拡張システム導入事業を盛り込んでくださり、答弁からもSNS強化への前向きな姿勢が示されました。市長御自身が激務の中、直接SNSに投稿している姿は市長の若さと行動力を象徴しており、大人だけでなく子供たちとの距離を縮め、大館市への関心を高める大きな力になっていると感じています。3月議会一般質問、最後を務める者として、市の未来をよりよくするため、私なりの視点からしっかりと提案させていただきます。それでは通告に従い一般質問を始めます。

大項目1点目は、**ラーケーション制度の導入**に関する質問です。皆さんはラーケーション制度を御存じでしょうか。ラーケーションとは学びのラーニングと、休暇のバケーションを組み合わせた言葉で、子供が保護者等と平日に校外で体験や探究学習を行える仕組みです。この日は学校に登校しなくても欠席扱いにならず、出席停止、忌引等と同じ扱いとなります。保護者等の休暇に合わせて申請し、年3日まで取得できます。分かりやすく言えば、会社の有給休暇制度の子供版の課外学習と考えられます。（資料をモニターに表示）少し見にくいですが、モニターを御覧ください。こちらは愛知県で実際に使用されている事前申請書、ラーケーションカードです。チェック項目には、制度の意義理解、保護者等との活動計画、家庭学習の確認、給食の取扱い、制度利用不可日の確認が含まれます。これを基に保護者と計画を立て学校へ提出します。愛知県では2023年9月から制度を導入し、現在では名古屋市を除く53市町、1,003校で運用されています。自治体ごとの裁量で導入され、名称やルールは異なりますが、全国的に広がりつつあります。例えば、大分県別府市ではたびスタ休暇があり、旅を通じた学びに重点を置いています。平日の家族旅行を推進し、観光需要を平日や閑散期にシフトする狙いもあります。年度内4日以内に保護者等と旅行する場合に取得可能で欠席扱いになりません。また、茨城県では2024年4月から9割の自治体がラーケーション制度を導入し、取得日数は年5日以

内、申請は1週間前までが原則です。ほかにも沖縄県座間味村、栃木県日光市、熊本県、山口県、静岡県磐田市、滋賀県長浜市など、愛知県モデルを参考に導入が進んでいます。ラーケーション導入の背景には、子供と保護者が共に過ごす時間を増やすという重要な目的があります。近年、共働き世帯や核家族の増加に加え、親の土日勤務や人手不足による長時間労働などの影響で家族団らんの時間が減少しているのが現状です。2021年の総務省の調査では、土曜日に働く人は45.5%、日曜日は30.4%とされています。大館市では高齢化に伴う医療福祉施設やシフト制、夜勤勤務のある大手企業の存在もあり、親子の時間確保が難しい家庭も少なくありません。実際に大館市立病院で勤務する保護者からは、子供の成長を見守る時間がもっとほしいという切実な声が寄せられています。ラーケーションの導入により、夏休みや冬休みといった繁忙期を避けられることで旅費負担が軽減されるだけでなく、普段土日休みの家庭でも有給休暇を促進し、より質の高い家族の時間を確保するきっかけになると考えます。ラーケーション制度について大館市内の小・中学校の校長先生方に伺ったところ、ある校長先生からは、愛知県の職員から直接お話を伺い注目していたというお話がありました。ただし、導入にあたり四つの懸念点が上げられたため、愛知県の対応事例を参考にしながら解決策を整理しました。①給食費の負担について。ラーケーション制度を利用した日の給食費は返金されます。今年4月の秋田県知事選挙に立候補されている御二方は、県内の給食費無償化を進める方針のため、この点についての心配はほぼ解消される見込みと思われます。②学校行事や先生の負担増加について。生徒の欠席増加による行事運営への影響や先生方の負担については、学校側が全員出席を求める日をあらかじめ設定できるため、重要行事への影響は最小限に抑えられます。さらに、制度利用後のレポート提出など追加業務は発生しないため、先生の負担も重くなりません。③学習の遅れについて。授業で使用了したプリントなどは後日配布されるため、家庭で学習を補うことができます。これを機に学校任せになりがちな教育を見直し、保護者の方もお子さんと一緒に学びの時間を共有することで家庭内での学びのつながりがより深まることが期待されます。④制度利用の格差について。家庭の状況により制度利用が偏る懸念については、必ずしも遠出しなくても、地元の博物館訪問、親子で一緒に料理作り、地域のお祭りへの参加など、身近な活動でもラーケーションは成立します。子供の数が減少傾向にある一方で、ひとり親家庭は増えている現状もあります。家庭ごとの事情に寄り添いながら、学びと家族の時間を両立できる柔軟な制度ではないでしょうか。ラーケーション制度をきっかけに、家庭の形にかかわらず全ての子供たちが家族と過ごす時間を確保し、心の絆を深められることを目指しています。この制度の柔軟さこそが、石田市長が掲げる子や孫世帯とともに栄える大館の未来を支えるものではないかと考えます。ラーケーション制度は地元定住やAターンの促進にもつながると期待されます。私自身、幼い頃から母に家族との時間が何より大切だと教えられて育ちました。母は20年以上単身赴任をしており帰省できない月もありましたが、月に一度、2日ほど帰ってくる日は家族全員で過ごすのが私の家の習慣でした。高校卒業後一度は東京で就職しましたが、子

供の頃に積み重ねた何げない家族の時間が心に残り、最終的に大館へのAターンを決断する大きな理由となりました。Aターン後は性別を問わず地元就職を希望する新入社員と話す機会が多くありましたが、休みの日は家族と過ごす習慣があるという共通点が多く見られました。こうした家族との時間こそが地元への愛着や将来帰郷するきっかけになっていると確信しております。ふるさとキャリア教育で地域への愛着を育むことはとてもすばらしい取組です。さらにラーケーション制度を導入することで、学校教育だけでなく家庭の中でも家族や身近な暮らしの中で学びを深め、ふるさとへの誇りや親しみを育む機会が増えると考えます。ラーケーション制度は朝日新聞社の教員向けサイト、先生コネクトでも紹介されており、2023年にママタスセレクトが2,000人以上に実施したアンケートでは、全国の母親約80%がラーケーションの活用を希望していました。大館市でも保護者の方々に聞いた上でになると思われませんが、愛知県のモデルを参考にしつつ、大館市のカラーを出した東北初のラーケーション制度導入について、高橋教育長のお考えをお聞かせください。

大項目2点目は、**除雪や除草のサービスをふるさと納税の返礼品にしてはどうか**に関する質問です。先月25日の令和7年3月定例会行政報告にて、石田市長から令和6年度のふるさと納税の状況について報告がありました。1月末時点で寄附件数は4万2,065件、寄附金額は8億7,914万円と大変多くの寄附を頂いております。しかし、昨年度同期比で約1億6,000万円減少しており、これは返礼品の主力であるお米が価格高騰により十分に確保できず、安定供給が難しかったことが要因とされました。その対策として市は、年末の寄附促進に向けスイーツなど人気の高い返礼品を約100品目追加し、過去に寄附いただいた方への積極的なPRを行いました。結果、12月単月では過去2番目に多い3億8,224万円の寄附を集めることができたとの報告でした。市の財源確保のために努力を重ねていることに心から感謝申し上げます。一方で、私が地域で目にしたのは、昨年8月、9月には県外から帰省した方が実家の庭の除草を、昨年12月、今年1月には除雪をしている光景でした。せっかく帰省した貴重な時間ですから、そういった時間に追われるのではなく、家族団らんや大館の魅力を満喫していただきたいと強く思いました。他自治体では、ふるさと納税を活用した生活支援サービスを返礼品として提供しています。例えば青森県弘前市では、寄附額1万3,000円ごとに除草サービスを一人3時間程度、除雪サービス一人2時間程度を提供しています。自治体によって寄附額や提供されるサービス時間は異なりますが、こうした取組は多くの場合地域のシルバー人材センターに委託されているのが特徴です。しかし、大館市のシルバー人材センターに確認したところ、除草の繁忙期である6～8月は予約が大変混み合い、1～2か月待ちの状況であると伺いました。同様に、除雪等ボランティア活動を支援している社会福祉協議会でも、人手が不足しているという声がありました。高齢化率の上昇に伴い除雪や除草等の需要が高まる中、若い世代の県外流出が課題となっています。とはいえ、この人手不足を解消できれば逆にチャンスでもあると考えます。民間企業と連携し地域ぐるみで支え合う仕組みをつくることで、御高齢の方や単身世帯の負担

軽減と財源確保の両方を実現できるのではないのでしょうか。私が考えるのは、民間企業で業種を問わず協力可能な社員を募り、一つの支援体制を構築します。市がこの組織に業務を委託することで、ふるさと納税の返礼品としてこういったサービスを提供できるという仕組みです。市外に暮らす子や孫世代がふるさと納税を通じて両親や祖父母の生活を支えられるとしたら、大館への愛着や関係人口の拡大にもつながります。帰省するたびに除草や除雪に追われるのではなく、寄附したことでこういった心配が軽減され、家族との時間をよりゆっくり楽しめる。そんな仕組みが整えば、ふるさとを支えながら自分たちの時間も豊かになるという双方にとって大きなメリットがあります。10年、20年後を見据えたときに、こうした地域のつながりを強化する仕組みは今まさに取り組むべき重要な施策だと強く感じます。市民の暮らしを支えながら財源確保につなげられるよう、民間企業と連携し、こういったサービスをふるさと納税の返礼品にしてはどうかと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

大項目3点目は、**行政協力員制度の見直しと経費削減**に関する質問です。行政協力員制度は、昭和32年7月1日に制定された大館市行政協力員設置規則により、市政の円滑な運営と行政効率の向上を目的として設置されました。行政協力員は町内会の会長や役員の推薦を受け市長が委嘱します。任期は2年で再任も可能とされています。制度が始まった昭和33年当時、合併前の旧大館市内の人口は約10万人でした。昭和33年3月8日に発行された大館市政だよりの一面トップに、大館市行政協力員が設置され協力員推薦の手続きが始まることが記載されています。市政の円滑な遂行と行政効率の向上を図るため、市民と行政の間に立って活動していただく行政協力員に対する期待が伺える内容でした。当時期待された職務は、①諸調査書、報告書、通知書などの配布・取りまとめ、②周知事項の伝達、③区域内住民の市政に関する苦情の取次ぎなどとなっています。昭和30年代といえばマイカーが普及する前であり、広範なエリアで行政と地域住民の架け橋となって雨の日も雪の日も毎戸訪問し、職務に精励された皆様の御奮闘には本当に敬意と感謝を申し上げたいと思います。しかし、規則制定から70年近くが経過し、この制度を見直すべき時期に来ていると考えます。70年の間に情報通信技術は各段に進歩し、人口が急激に減少、生活スタイルも大きく変化。平均寿命が延びることにより、高齢化率も急激に上昇しています。そのような中、行政協力員の担い手不足が深刻化しています。長年務めた方が辞退し、後任が見つからず町内会長が兼任する事例も増えています。実際、私の町内でも長年活動していた行政協力員から来年度からは交代したいと相談され、町内会長である私自身が行政協力員を引き継ぎました。現在の主な業務は各家庭に配布物を届けることですが、特に年度末には市の広報、病院だより、秋田県広報紙、保険だより、社会福祉協議会だより、地区の学校だより、ごみの年間カレンダーなど多くの配布物があり、これらを各家庭に届ける行政協力員の負担は特に大きくなります。こうした中で、町内会・自治会における行政協力員の位置づけの相違から地域・町内会毎に負担にばらつきがあることが多くの市民から指摘されるようになりました。例を挙げますと、①行政協力員が町内の班長に配布を依頼し、班長は無報酬

で配布している、②町内会における役員の役割と行政協力員の負担の認識の違いから町内会を脱退するなどです。ある町内会では、行政協力員に頼まれた班長が赤ちゃんをおんぶしながら各家庭に配布物を配布している姿を見かけたという声もありました。こうした現場の実情を考えると、配布物の配布方法の仕組みそのものを見直す必要があるのではないかと強く感じるものです。広報は自宅に届くのが当たり前。それが大館の常識でした。しかし、全国を調べてみると異なる状況もあることが分かります。例えば、長野県松本市では行政協力員制度がなく、基本的に広報物はショッピングモールや病院、公民館、町内会館などに置かれ、住民が自由に持ち帰る形式を取っています。大館市でもこれから市の公式ラインなどデジタル強化が進む中で、スマートフォンを使う方にとっては情報へのアクセスがより便利になります。また、高齢者の方々もスーパーや病院、コンビニ、公民館で広報物を手に取ることで外出機会が増え、健康寿命の延伸にもつながると考えます。例えばごみステーションの活用はどうでしょうか。必ず各町内に設置され、日常的に誰もが利用します。こうした場所にフリーペーパーボックスを設置し自由に持ち帰られるようにすれば、必要な方が自然な形で広報物を受け取れる環境が整います。設置費用に関しては、まちづくり団体事業費補助金も有効活用できると考えます。令和7年度の行政協力員制度の予算は2,415万5,000円で、これは一般財源です。この予算があれば、物価高騰で生活に困っている家庭や、昨日伊藤深雪議員からありました子育てをしている方、今泉議員からありましたヤングケアラーへの支援をさらに充実させることができると思います。実際に困っている方々への直接的な支援に使うほうが市民にとっても大きな助けになるのではないのでしょうか。この予算の話をして81歳になる私の祖母に伝えたところ、そんなにお金がかかっているなら無理に配らなくてもいいのではないかと驚いていました。もちろん、制度をいきなり全廃すべきと主張しているわけではありません。行政協力員制度と町内会・自治会の役割と負担が地域によって大きく異なり、制度に矛盾を感じている市民も多いことから、まずは制度の再検討をすべきではないかということ。その際には、現行の行政協力員の役割の主たる部分が配布物の配布であることを考慮すると、全戸配布が本当に妥当か、もっと効果的で簡便な方法も再検討する余地があるのではという提言であります。町内会・自治会は地域のコミュニティとして必要不可欠であり多くの役割があると思いますが、今年度より担当部署がより明確化し、行政としても積極的に関与していただけるものと期待しており、行政協力員制度の再検討も含めて町内会・自治会との関与の仕方について広く議論を喚起したいと考えるものです。行政協力員制度の再検討にあたっては、費用削減の一手法として、まずは公共施設や病院、薬局、店舗などでの自由配布について、試験的に実施するのも一つの方法と考えますがいかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

私からの質問は以上となります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔20番 伊藤励議員 質問席へ〕

〔石田健佑市長 登壇〕

○市長（石田健佑） ただいまの伊藤励議員の御質問にお答えいたします。

大項目 1 点目につきましては、後ほど高橋教育長からお答え申し上げます。

大項目 2 点目についてであります。本市のふるさと納税については本当に直近ですけれども、米の確保が非常に難しかったということで、今の一番の課題は物が少なく返礼品の量が確保できていないというところでありますので、しっかりと取組を進めてまいります。本市では、ふるさと納税の推進に向けて事業者会や中間管理事業者と目指すべき方向性と課題を共有し、連携しながら取り組んでおります。今年度は返礼品の充実にも努めたところであり、昨年末までに新たに150品目以上を追加しております。米の確保をはじめとして、ほかにも生活必需品関連の商品、インフラ関連の商品、インフルエンサー関連の商品開発の可能性に向けてもこれから打ち合わせを予定しておりますので、そういったところも進めてまいりたいと考えております。その中でサービス提供型の返礼品開発にも取り組んでおり、既に空き家の見守りや市内にお住まいの御家族の見守り訪問といったサービスを提供しているほか、今年度はお墓の掃除と墓参り代行を新たにメニューに追加するなど、返礼品の充実を図っているところです。除雪や除草作業の返礼品については、専門業者以外では作業の範囲も限られることから、まずは返礼品としてサービスの提供が可能な事業者に参加していただけるかなどを検討してまいります。そのために事業者への呼びかけにも取り組んでまいりたいと考えております。

大項目 3 点目についてであります。行政区ごとに委嘱している行政協力員の皆様には、市広報や市議会だよりの配布など、市内全ての世帯に対する周知事項の伝達や担当区域の住民からの要望の取次ぎなどを担っていただいているほか、ごみカレンダーや健康ガイド、保険だよりの同時配布や臨時配布にも御協力いただいております。日頃の活動に改めて感謝を申し上げたいと思います。市としましては、広報紙等の配布は全世帯に情報を届ける唯一の手段であり、市の取組や情報を市民の皆様確実に伝える何よりも有効な手段であると捉えております。行政協力員は行政と地域をつなぐ役割を担っていただいていることから、経費削減を目的として廃止を議論すべきではないと考えております。もちろん効率化も重要ではありますが、今の時代だからこそ逆に必要な行政と地域の橋渡し役であると考えております。そのため、担い手確保等の議論をぜひ進めてまいりたいと考えております。廃止ではなく持続可能な方法を議論しながら、引き続き住民自治における重要な役割を果たしていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○教育長（高橋善之） 伊藤励議員の御質問の1、ラーケーション制度の導入についてお答えいたします。そもそも愛知県で行っているラーケーションというものは、休み方改革という社会全体の活動の一環として導入されているものであって、教育が単独で行っているものではないのです。ですから、単独で行ってどれだけの効果があるのかということについては、私は疑問を持っています。それから、公教育というのはカリキュラムに基づいてそれを積み上げて学

力を構築するシステムであって、その中で病気の休暇であればやむを得ませんけれども、やはり3日間欠席するということはそれ相応のダメージはもちろんあります。加えて、大館の子供たちは学習状況調査においても全国トップクラスの秋田県の平均点を上回る学力を維持しており、ふるさとキャリア教育の効果で学習意欲とか自己有用感とか、そして地域貢献意識も極めて高い状態を維持しております。すなわち、全国の公教育で最高レベルの教育効果を上げている大館教育だからこそ、3日といえどもその学びから意図的に離脱することを推奨するということは教育委員会としては到底できません。また、職業体験とかボランティア体験の重視という観点もすごく大事だと思います。そういう観点から見ると、市教育委員会として、全国初の子どもハローワークのシステムを構築しておりまして、子供たちが単独でこれに参加できる機会を保障しており、本年度は延べ1,267人がこれに参加しております。ちなみに、この子どもハローワークの制度はもちろん大館オリジナルの制度ですが、現在では沖縄から北海道まで全国にこのシステムが広がっております。先ほどラーケーションも全国に広がっているとおっしゃいまして、東北初の導入はどうかという御提案がありましたけれども、初であろうが最後であろうが価値があるとすれば導入すればいいし、ないものは初であろうと何であろうと必要ないという考え方です。もし仮に、保護者の方が大館教育以上にラーケーションに高い価値を見いだしているとすれば、その場合にはまず休日や長期休業、夏休みとか冬休みもありますので、それを活用してやっていただきたいし、それができない場合に、ぜひ子供に何としてもこの体験をさせたいというのであれば、学校を欠席させて出かければいいだけの話です。義務教育において欠席日数自体によりその子供に不利益が生ずるということはありませんので、そういう保護者であればそういう形でやっていただければいいだけの話です。以上の理由から、議員御提案のラーケーション制度の導入については、現時点では大館にはそぐわないと考えております。これで答弁は終わりですが、最後の答弁になりますので一言お願いです。伊藤励議員はまさに若い世代を代表する市議会議員です。いろいろなものの考え方、若者らしさもいいのですが、まずは足元の大館の価値というものをしっかりと見いだした上に、目指すべき未来というものを構想していただければ大変ありがたいと思います。どうぞこれからも頑張ってください。以上です。

○20番（伊藤 励） 副議長、20番。

○副議長（石垣博隆） 20番。

○20番（伊藤 励） 丁寧な御答弁をありがとうございました。大項目1点目のラーケーション制度についてですが、学校教育においては教育長や先生方には本当に日々の御尽力に心から感謝申し上げます。私がここでお話ししたいのは学校教育と離れた家庭教育のところですが、愛知県では、ラーケーション制度を小・中学校だけでなく高校と支援学校でも一気に導入しました。この柔軟な対応と、まず試験的にやってみるという前向きな姿勢、愛知のこの考え方がすごく素晴らしいと思って、今回このラーケーション制度について御提案しました。Aターン促進だ

けでなく、私がもう一つ思うのは、結婚したいという子供たちが増えるのではないかということです。やはり子供たちが大人になって結婚したいと思う、例えば子育てしたいと思う気持ちというのは、両親、身近にいるお母さんお父さん、そういったところから多分育まれるものだと思います。このラーケーション制度というのは家族との時間を促すようなきっかけになるので、そういった価値観を育ませるという意味でも有効かなと思っています。ぜひ前向きに御検討いただけたらと思います。質問は以上です。

○教育長（高橋善之） 副議長。

○副議長（石垣博隆） 市長。

○教育長（高橋善之） 伊藤励議員の再質問にお答えいたします。私も家庭教育の価値とか意義というのはすごく重要に思っています。本来、それがベースになっての教育だと思っています。そういう意味では異論はございませんが、そういう家庭教育の延長線として、御家庭で学校を欠席して2日なり3日なり学びに行くというその価値も私は否定はしませんので、そういう場合は現行の制度であっても大丈夫ですということをお話した次第です。それから、子どもハローワークを行っている意義の一つとして、実は大館だけではないのですが、いわゆる家庭教育という機能をかなり喪失している御家庭も現実にはございます。全くお休みも取れないし、子供一人だけではどうしようもないという家庭も実際にはありますので、そういう子供さんでも自分の手挙げ方式で子どもハローワークを体験してみたいということがあれば、単独で行けるというのがこの子どもハローワークの意義だと思っています。そういうことで、趣旨的には非常に同じものを感じております。ただ、現状の大館市としては今の制度のほうが適合している、ラーケーションについてはまだまだすぐわない状態であるということをお話した次第ですので、どうぞ御理解願います。以上です。

○副議長（石垣博隆） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 議案等の付託

○副議長（石垣博隆） 日程第2、議案等の付託を行います。

議案等64件は、配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に付託いたします。

議 案 等 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
認 第 1 号	専決処分の承認について（令和6年度大館市一般会計補正予算（第10号））	（ 分 割 ）

	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入 全 部	総 財 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第3款 民生費 第4款 衛生費	厚 生 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第6款 農林水産業費 第7款 商工費	教 産 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第8款 土木費	建 水 委
認 第2号	専決処分の承認について（令和6年度大館市病院事業会計補正予算（第4号））	厚 生 委
議案 第1号	大館市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第2号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案	〃
〃 第3号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第4号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第5号	大館市手数料条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第6号	大館市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第7号	大館市立身体障害者福祉センターに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第8号	大館市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第9号	大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第10号	大館市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第11号	大館市工業団地公園に関する条例の一部を改正する条例案	教 産 委
〃 第12号	大館市歴史的風致維持向上協議会条例の一部を改正する条例案	建 水 委

議案 第 13 号	大館市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案	建 水 委
〃 第 14 号	大館市教育施設整備基金に関する条例の一部を改正する条例案	教 産 委
〃 第 15 号	大館市水道事業等布設工事監督者の資格基準等を定める条例の一部を改正する条例案	建 水 委
〃 第 16 号	大館市水道給水条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 17 号	大館市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第 18 号	財産の無償譲渡について（建物 宇扇田道下地内）	教 産 委
〃 第 19 号	市道路線の廃止について（立花区画 1 号線外 4 路線）	建 水 委
〃 第 20 号	市道路線の認定について（稲荷山下線外 1 路線）	〃
〃 第 21 号	令和 6 年度大館市一般会計補正予算（第 11 号）案	（ 分 割 ）
	第 1 条第 1 表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入 全 部 歳出 第 1 款 議会費 第 2 款 総務費（ただし、第 1 項第 11 目・第 17 目・第 18 目・第 24 目及び第 2 項・第 3 項を除く） 第 9 款 消防費 第 12 款 公債費 第 13 款 諸支出金 第 3 条第 3 表 繰越明許費のうち、 第 2 款 総務費 第 4 条第 4 表 地方債補正 （ 最 終 調 整 ）	総 財 委
	第 1 条第 1 表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第 2 款 総務費のうち、第 1 項第 17 目・第 18 目・第 24 目及び第 2 項・第 3 項 第 3 款 民生費 第 4 款 衛生費（ただし、第 1 項第 17 目・第 18 目を除く）	厚 生 委

	第2条第2表 継続費補正 第3条第3表 繰越明許費のうち、 第3款 民生費	
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第2款 総務費のうち、第1項第11目 第5款 労働費 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第10款 教育費 第11款 災害復旧費 第3条第3表 繰越明許費のうち、 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第10款 教育費 第11款 災害復旧費	教 産 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第4款 衛生費のうち、第1項第17目・第18目 第8款 土木費 第3条第3表 繰越明許費のうち、 第8款 土木費	建 水 委
議案 第22号	令和6年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案	厚 生 委
〃 第23号	令和6年度大館市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案	〃
〃 第24号	令和6年度大館市介護保険特別会計補正予算（第5号）案	〃
〃 第25号	令和6年度大館市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第26号	令和6年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）案	建 水 委
〃 第27号	令和6年度大館市小規模水道等事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第28号	令和6年度大館市休日夜間急患センター特別会計補正予算（第3号）案	厚 生 委

議案 第 29 号	令和 6 年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計補正予算 (第 3 号) 案	教 産 委
〃 第 30 号	令和 6 年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号) 案	建 水 委
〃 第 31 号	令和 6 年度大館市温泉開発特別会計補正予算 (第 4 号) 案	教 産 委
〃 第 32 号	令和 6 年度大館市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号) 案	〃
〃 第 33 号	令和 6 年度大館市都市計画事業特別会計補正予算 (第 4 号) 案	建 水 委
〃 第 34 号	令和 6 年度大館市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号) 案	総 財 委
〃 第 35 号	令和 6 年度大館市財産区特別会計補正予算 (第 2 号) 案	〃
〃 第 36 号	令和 6 年度大館市水道事業会計補正予算 (第 4 号) 案	建 水 委
〃 第 37 号	令和 6 年度大館市工業用水道事業会計補正予算 (第 4 号) 案	〃
〃 第 38 号	令和 6 年度大館市下水道事業会計補正予算 (第 5 号) 案	〃
〃 第 39 号	令和 6 年度大館市病院事業会計補正予算 (第 5 号) 案	厚 生 委
〃 第 40 号	令和 7 年度大館市一般会計予算案	(分 割)
	第 1 条第 1 表 歳入歳出予算のうち、 歳入 全 部 歳出 第 1 款 議会費 第 2 款 総務費 (ただし、第 1 項第 11 目・第 17 目 ～第 21 目・第 24 目及び第 2 項・第 3 項を除 く) 第 9 款 消防費 第 12 款 公債費 第 13 款 諸支出金 第 14 款 予備費 第 2 条第 2 表 債務負担行為のうち、令和 7 年度ブライダ ル資金利子補給助成金、コンピューターリース 料 (情報系・基幹業務系端末)、大型プリン ターリース料、ガバメントクラウド移行事業	総 財 委

	(機器リース料)、消防ポンプ自動車更新事業、次期秋田県総合防災情報システム整備事業負担金、消防用設備定期点検業務料（本庁舎、比内総合支所、田代総合支所） 第3条第3表 地方債 第4条 一時借入金 第5条 歳出予算の流用 (最終調整)	
	第1条第1表 歳入歳出予算のうち、 歳出 第2款 総務費のうち、第1項第17目～第21目・第24目及び第2項・第3項 第3款 民生費 第4款 衛生費（ただし、第1項第17目・第18目を除く） 第2条第2表 債務負担行為のうち、エルタックス審査システム等更新事業、消防用設備定期点検業務料（総合福祉センター、保育園、保健センター）	厚生委
	第1条第1表 歳入歳出予算のうち、 歳出 第2款 総務費のうち、第1項第11目 第5款 労働費 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第10款 教育費 第11款 災害復旧費のうち、第1項 第2条第2表 債務負担行為のうち、林地台帳管理システムリース料、コンピュータリース料（小学校教職員用コンピュータ）、コンピュータリース料（小学校教育用タブレット型コンピュータ、中学校教育用タブレット型コンピュータ）、コンピュータリース料（小学校教職員用タブレット型コンピュータ、中学校教職員用タブレット型コンピュータ）、教育用ネットワーク改修事業（小学校、中学校）、消防	教産委

	用設備定期点検業務料（小学校、中学校、公民館、郷土博物館、屋内体育施設、北地区学校給食センター）	
	第1条第1表 歳入歳出予算のうち、 歳出 第4款 衛生費のうち、第1項第17目・第18目 第8款 土木費 第11款 災害復旧費のうち、第2項	建 水 委
議案 第41号	令和7年度大館市国民健康保険特別会計予算案	厚 生 委
〃 第42号	令和7年度大館市後期高齢者医療特別会計予算案	〃
〃 第43号	令和7年度大館市介護保険特別会計予算案	〃
〃 第44号	令和7年度大館市介護サービス事業特別会計予算案	〃
〃 第45号	令和7年度大館市小規模水道等事業特別会計予算案	建 水 委
〃 第46号	令和7年度大館市休日夜間急患センター特別会計予算案	厚 生 委
〃 第47号	令和7年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計予算案	教 産 委
〃 第48号	令和7年度大館市温泉開発特別会計予算案	〃
〃 第49号	令和7年度大館市奨学資金特別会計予算案	〃
〃 第50号	令和7年度大館市都市計画事業特別会計予算案	建 水 委
〃 第51号	令和7年度大館市土地取得特別会計予算案	総 財 委
〃 第52号	令和7年度大館市財産区特別会計予算案	〃
〃 第53号	令和7年度大館市水道事業会計予算案	建 水 委
〃 第54号	令和7年度大館市工業用水道事業会計予算案	〃
〃 第55号	令和7年度大館市下水道事業会計予算案	〃
〃 第56号	令和7年度大館市病院事業会計予算案	厚 生 委
〃 第57号	大館市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	総 財 委

議案 第 58 号	公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例の一部を改正する条例案	建 水 委
陳情 第 30 号	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減ら す取り組みについての陳情	厚 生 委
〃 第 31 号	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反 対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体の ホームページで公開することに関する陳情	総 財 委
〃 第 32 号	「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する 陳情書	〃
〃 第 33 号	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める陳情書	教 産 委

○副議長（石垣博隆） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は、3月17日午後1時開議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時15分 散 会